

環境省 行政事業レビュー
(公開プロセス)

平成29年6月27日(火)

環境省大臣官房

環境省 行政事業レビュー（公開プロセス）

1. 開催日時 平成29年6月27日（火）9：30～12：29

2. 開催場所 環境省第2・第3会議室

3. 出席委員 6委員

稲垣隆司委員

奥真美委員

小林辰男委員

関正雄委員

石堂正信委員

河村小百合委員

佐藤主光委員

4. 議事

事業番号1：産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

事業番号2：環境技術実証事業

事業番号3：アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業

午前9時30分 開会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度環境省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

公開プロセスは、環境省選定の外部有識者3名と内閣官房行政改革推進本部事務局選定の外部有識者3名、計6名の方々に質疑、点検、評価をしていただきます。評価結果の取りまとめ、調整、講評を行う取りまとめ役につきましては、稲垣委員のほうにお願いしたいと思っております。進行役は、環境省の行政事業レビュー推進チームの統括責任者でございます森本官房長が行います。

以後の進行につきましては官房長にお願いをいたします。

○森本官房長 今日は、大変足元の悪い中、お忙しい中、ありがとうございました。

今日は非常に長丁場になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、座って始めさせていただきます。

本日は、三つの事業について議論をしていただきます。限られた時間の中ではございますけれども、円滑な議事運営に努めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、事業番号の1番、産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金、これについてお願ひしたいと思います。

まず、担当部局から5分程度で事業の概要を御説明願います。

○説明者 それでは、産業廃棄物課長の中尾です。よろしくお願ひいたします。

まず、大変恐縮なんですけれども、資料に1点訂正がございまして、11ページ目を見てくださいと、一番下に平成28年度補助対象事業の状況が載せておりますけれども、ちょっと金額が入れ子になってございまして、青森の事案が2,289とありますけれども117、福井の案件が117とありますが24、香川の案件が24とございますけれども2,289でございます。香川の豊島のみが非常に大きな額となっておりますので、大変恐縮ですが、まず訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明させていただきたいと思ひます。

まず、2ページ目、ご覧いただきますと、この補助金の事業概要でございますけれども、不法投棄などによる生活環境保全上の支障、またはそのおそれがあるものにつきまして、都道府県におきまして、まず大原則といたしまして行為者などの原因者に対しまして可能な限り早期に支障除去などを実施させることとしております。都道府県などによります行政代執行に至るまでの廃棄物処理法上の手続は3ページのほうに御参考までにつけさせていただいてござい

す。措置命令などを行って、それでも行為者などの資力が乏しい場合や不明な場合などにつきましては、都道府県などが行政代執行によりまして支障除去等の事業を実施せざるを得ないケースがあるということで、その場合に当該都道府県などに対しまして事業に係る費用の一部を補助するという制度でございます。

大きく二つに分かれてございまして、事業スキーム、左側でございますけれども、平成10年6月16日以前に開始されました不法投棄などにつきましては、産廃特措法に基づく支援ということで、これは平成15年に豊島ですとか、青森、岩手県境事案などの大規模な事案を早期に解決する必要があるということで制定された法律でございます。こちら、時限立法となっておりまして、こちらに基づく支援を平成28年度ですと28億円行っているところでございます。

もう一つが右側でございまして、平成10年6月17日以降の不法投棄等につきましては、平成9年の改正廃棄物処理法に基づきまして設置されました基金による支援というものを行っております。こちらにつきましては、国と産業界からの拠出によります基金を通じた支援となっております。基金の収支につきましては、そちらの資料にあるとおりでございます。平成28年度の支援額といたしましては5億9,600万円となっております。

この事業のほか、監視パトロールや専門家支援チームの派遣などの未然防止対策につきましては、後ほど4ばつのほうで御説明させていただきますけれども、別事業として実施しております。

4ページ目は、廃掃法の概要でございます。都道府県知事が権限を持ってございまして、産業廃棄物の処理業者、処理施設設置者に対しましては許可を行いまして、排出事業者含めて指導を行っているという状況でございます。

それでは、5ページ目以降から産業廃棄物の不法投棄などの現状につきまして御説明させていただきますと思います。

6ページ目、7ページ目、見ていただきますと、不法投棄、不適正処理、いずれも減少傾向にございますけれども、撲滅には至っていないという状況が見てとれるかと思えます。

8ページ目でございます。残存件数でございますけれども、件数、量ともに横ばいになります。平成27年度で申しますと、2,646件残存してございますけれども、そのうち、9ページを見ていただきますと、現に生活環境保全上の支障が生じている、または現に生活環境保全上のおそれがある案件というものが100件となっております。件数としては低い割合になりますけれども、量といたしましては、合わせますと約5割弱、半数弱の量になってございます。これら、黄色の部分、支障などがある100件のうち、平成28年度も継続して支援している案件と

いたしまして、特措法の事業で10件、このうち補助金の事業が5件となっております。廃掃法を基金事業で実施しているものが4件となります。その他のものにつきましては、県単独の事業ですとか、行為者による撤去などにより対応しているものと考えております。

10ページ目以降で財政支援ということでございます。

11ページ目が産廃特措法に基づく支援ということでございまして、今回の補助金で現在支援を行っております事業は、右上の四角の中の特定支障除去等事業を実施中の自治体13事業のうち、赤い字で塗ってあります5案件ということになります。これらの事業の実施に当たりましては、行政対応ということで、行為者などの特定や排出事業者責任追及などに係る都道府県の対応につきまして、学識経験者を交えて検証いたしまして、例えば今後の求償などをしっかりとといったことを実施計画にも盛り込んだ上で、同意を行っているというものでございます。既に香川県の豊島の案件、こちらにつきましては、平成28年度、廃棄物などの搬出などを行ってございましたけれども、29年3月に搬出が終了いたしまして、今年度、最終的な処理を終えたところでございます。それらの案件含めまして、地下水の浄化、モニタリングなどが継続しているという状況でございます。

廃棄物処理法に基づく支援が12ページ目でございます。こちらにつきましては、不法投棄などが行われた都道府県など以外から産業廃棄物が持ち込まれる例もあるということで、当該都道府県などのみが費用を負担するのではなくて、全国的な制度が必要であるということで、また、単年度の予算措置では事業の執行が難しいということで、産業界からの資金拠出もいただいて、基金方式での支援を実施しているところでございます。行政代執行の実施に関しまして、財政的な後ろ盾があるということによりまして、都道府県市におきましても、迅速に措置命令を発出できるという効果がございますし、また、基金の支援を受けるためには行政対応検証というものも支援対象の要件としてございますので、都道府県には迅速に対応するというインセンティブな枠ということを考えてございます。平成28年度の基金支援対象事業は、そちらの資料の一番下にあるとおりでございます。

基金の規模につきましては、13ページでございますけれども、今後の平成29年度の支援見込み額、また、平成30年度以降の支援見込み額などを都道府県などに対しまして調査をいたしまして、それらに照らしまして支援見込み額を算定いたしておりまして、保有割合といたしましては、そちらの算定式に基づきまして0.92ということで、適正な規模になっているものと考えてございます。

ちょっと長くなって恐縮です。すみません。14ページが求償事例ということで、徴収が進ん

だ事例、徴収ができなかった事例、掲載させていただいております。

成果目標、成果実績の見直し案、16ページでございます。特定支障除去等事業の件数につきまして、より詳細に成果目標を定めていきたいと考えてございます。

18ページ、19ページ目が関連事業ということで、未然防止対策の事業を掲載させていただいております。全国ごみ不法投棄監視ウイークの実施、支援チーム、不法投棄ホットラインなどを行ってございます。また、都道府県市におきましては、19ページに、上にごございますように、警察関係の職員の配置ですとか、外部への監視業務の委託などを実施してございます。これらにつきましては、地方財政措置によりまして手当てされているところでございます。先進的な取組もございますので、これらを充実させていくことも課題かと思っております。

説明長くなりまして恐縮でございます。以上でございます。

○森本官房長 それでは、引き続き、事務局から当該事業の論点を御説明させます。

○鳥居会計課長 それでは、お手元のペーパーにもございますけども、この事業につきましては三つの論点がございます。まず、一つ目は、本事業が不法投棄対策として有効に機能しているか。二つ目は、事業目的の達成に向け、成果目標の設定や成果実績の把握方法をより効果的となるよう見直すべきではないか。三つ目が未然防止対策事業等との関係をどう考えるか、未然防止対策事業等に重点を置くべきではないかということでございます。

○森本官房長 それでは、質疑に入らせていただきます。先生方から御質問、御意見をいただきたいと思いますが、名札を立てていただきましたらば、順番に御指名させていただきたいというふうに思います。

それでは、一番最初の石堂先生からお願いいたします。

○石堂委員 御説明ありがとうございました。

資料の中の18ページですか、にありますように、この施策というのは、ごみ、実際にあるものを処理するところの施策ということなんですけども、この18ページにやっぱりありますように、未然防止、拡大防止というのといわばセットになって進めていく事柄であろうと思います。それで、どちらかという、もうだんだん年数もたってくる中では、むしろ未然防止、拡大防止のほうに重点を置くべき施策でないかなと思うんですけれども、この18ページの資料を見ると、未然防止、拡大防止で挙げられている例の数字が400万とか、1,400万とか、比較的小さいんですね。今回、本件といいますか、廃棄のほうの予算額は、レビューシートにありますように、結構な額。それに比べて、未然防止、拡大防止というのは予算的に小さいんだろうかという疑問をちょっと持ちます。それで、私は、未然防止なり、拡大防止に重点を置くべきだとい

う考え方から、今未然防止、特に未然防止と拡大防止は私、分けて考えるべきでないかとも思うんですけども、それぞれにトータルどのくらいの年度の予算が配分になっていて、どんな考え方になっているのかということをもしお聞かせ願えればありがたいなというふうに思う、それが1点目です。

それから、資料の9ページですか、まさしくこの事業でやっているのが黄色で表示されていて、現に支障が生じている、支障のおそれがあるということで、50%をちょっと切るくらいという御説明もありましたけども、その下に、現時点で支障のおそれはないというところに数字がどっさりたまっているわけですね。これは支障が現在ないということで、逆に言うと支障が起きるまで待つような感じというのは、非常に何か疑問に思われるので、この支障はないという判断、それは私の考えでは、生活環境というのは、だんだん広げていけば自然環境と融合する部分もあるわけで、今のところ生活に支障はないということで、本当に実際に投棄されているところに住んでいる方々、多少距離はあっても、そういう状態でいいというふうに考えるかというのでちょっと疑問に思うんですね。恐らく補助金ですから、交付要領があって、そこでこうこうこういう要件があれば、補助事業としてやれるよということがあるんでしょうけども、その辺で、生活環境への支障ということについて、どんな、いわば厳密な定めになっているのかということについてお聞かせ願えればありがたいなと思います。

○森本官房長 じゃあ、個別に対応していただきたいと思います。ただ、質疑時間30分ですので、コンパクトに回答してください。

○説明者 すみません、18ページの未然防止、拡大防止対策の内容でございますけども、こちらにございますような予算ということで、特にこれらの事業の実施に当たりまして、どの部分までが未然防止で、どの部分までが拡大防止ということは厳密に仕分けをして実施しているものではございませんけれども、例えば支援チームの案件などにつきましては、早期発見によりまして、支援をする部分につきましては、行為者に対して支障を除去させるという意味では未然防止にもなっているかと思えますし、拡大を防ぐという点では、拡大防止にもなってくるかと思えます。それらは、一番最初に、3ページから4ページ目のほうにも制度的な手続なども御説明させていただきましたが、それらにつきましても、未然防止の観点もございまして、拡大防止の観点もあるということかと思えます。

あと、要綱については。

○説明者 それでは、御説明させていただきます。

交付の要件に関しましては、先生おっしゃるとおり、補助金の交付要綱のほうで定めさせて

いただいております。3点ございます。廃棄物処理法の、こちらにある日付の関係ですね、平成10年6月16日という、平成9年の改正法の施行前に行われた不適正処分であることと、2点目が生活環境保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められること、3番目が原状回復が処分者等の無資力により履行されない場合等に、都道府県等が代執行をするものであることという形の3点になってございまして、そちらのほうで、2点目の生活環境保全上の支障が生じ、生ずるおそれがあるところというところにつきましては、法定受託事務でございますので、都道府県等の御判断というところで御判断されまして、申請等が国のほうになされてくるという形になってございます。

以上でございます。

○石堂委員 未然防止、拡大防止、一体でも結構ですけども、予算の規模として、この排除の事業については当初予算で3億くらい、それから、補正で大きい数字で10何億とかとついていくわけですけども、それと比較する意味で、未然防止、拡大防止についての年度の予算というのは、規模はどのくらいなのかということと、それから、今の2番目のお答えのほうで、都道府県の判断ということがございましたけども、都道府県の判断は結構ばらついているものなのか、それとも、基準として関係者の目を見たときに大体整合がとれているのか、その2点、さらにお聞きしたいと思います。

○説明者 最初にいただきましたところの未然防止、拡大防止対策の予算的なところでございますと、先ほど御説明した18ページのものを足し上げる形になってしまって恐縮ですが、2,400万円程度という形で、これ以外に明示的にちょっとやっておるところがないという形になってございます。

都道府県等の御判断につきましては、こちらで事前の相談等を含めまして、見させていただいております。整合的なものとなっておりますと認識してございます。

○石堂委員 そういう意味では、9ページで、先ほども言いましたけど、現時点では支障のないところが非常に数字的にも大きいわけで、いわば交付要領の解釈を先手を打つような形に少し環境省のほうで誘導して行って、現にごみの山があるところは、さらに膨れるのをただ待つのではなくて、今までだったら生活に直接支障はないということで対策外としてきたものについても、対策を打つようなことに一歩進めるべきではないかなという、これは私の意見でありますけども、そんなふうに感じます。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、河村先生、それから小林先生、奥先生、稲垣先生、最後に佐藤先生の順番でお願い

いしたいと思います。

じゃあ、河村先生、お願いします。

○河村委員 御説明ありがとうございます。

今日の対象の事業は、産業廃棄物の不法投棄等原状回復措置の推進費の補助金ということで、要するに産業廃棄物の不法投棄の問題、されてしまった不法投棄について、どう原状回復するかという、それが今日の対象の事業でいろいろ御説明もいただいたんですけども、これ、枠組みが2通りあるという御説明で、平成10年6月17日より、それより前の話と、それからそれ以降にされた不法投棄ということで、お尋ねしたいと思います。

12ページのところでも御説明があるんですけども、今基金を設けるやり方でやっていらっしゃるということで、これ、負担割合がここの説明、書いてあるんですけど、産業界と国と都道府県、心ない人によって、こそこそと隠れて不法投棄されてしまったものが見つかって、重大な支障があって、処理しなきゃいけないときの負担をどうするかというのが、産業界対国対都道府県、4対3対3となっていますが、この産業界というのは、一体どういう方が負担するのか、御説明をお願いできればと思います。

○説明者 12ページを見ていただきますと、4対3対3とございます。現時点におきまして、この産業界の拠出につきましては、図の中で、産業界（マニフェスト頒布団体等）とございますように、マニフェストの頒布団体から資金協力をお願いいたしております、そこからいただいているという形になります。広く産業界から資金を集めるという方式、いろいろなやり方が考えられるわけでございますけれども、広く薄く産業界全体として負担していただくという場合に、マニフェストというものは、産業廃棄物の委託をされる方々につきましてはマニフェストを使われるというところでございますので、その費用の中から出していただくという仕組みに現在なっているところでございます。

○河村委員 であれば、これ、マニフェストというものを配ってらっしゃる団体ということだと、ある意味善良なというか、こういうことをきちんとしてらっしゃる方が不法投棄、果たしてされることがあるのかなという気がしますが、何らかの形でもちろん産業界に負担は求めなきゃいけないんですが、現状を恐らくこれ、拝見すると、こういう不法投棄とかすることがないような善良な企業から負担を徴収していて、要するに悪質な方がなくなるから、こうやって今いろいろ対策をされても、なお新規の不法投棄というか、見つかるものがあるわけですね。こうなると、何かあまり言葉がよくないですけど、もうこそこそ隠れて「捨てたもの勝ち」みたい、「廃棄したものの勝ち」みたいなことに事実上なってしまっていないのか。

これはもう一回不法投棄されてしまったものをどう処理するかというスキームが今日の議論の対象なんですけれども、やっぱりこれ、不法投棄されてしまった以上は、もうしょうがないということで始めるより、本当にほかにはないのか、このスキーム自体が何か、どうせ費用は国なり都道府県なり、それから、真面目にやっている業者さんが払ってくれるからいいやという感じで、「捨てたもの勝ち」みたいなことに、それを助長することになってしまわないか、そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

○説明者 御指摘のところ、まさに議論のポイントかと思います。この資金の拠出のあり方につきましては、基金を創設以来、類似の議論が行われてございまして、産業界から負担を求めるといふことにつきましては、大きな意味で合意がとれているというところがございますけれども、どのように集めるのかということにつきましては、まさに善良な部分、きちんとやられているところから取るのが適当なのかどうかということを含めまして、さまざま議論があって、現在の方式に落ちついているというところがございます。今回、現在の方式をやるといふことになった際には、やはり広く薄く集める方式で、特定の業種ですとか、特定の団体に拠出を求めるといふことになりまして、それこそまさに善良に手続をやっている方のみから取るような仕組みにもなりかねないということもございましたので、現在のようない仕組みに今のところ落ちついているという状況でございます。

また、今のようない仕組みですと、産業界、例えば建設業の団体などもマニフェストを発行してございますので、建設業が不法投棄、不適正処理、かなりの部分を占めておりまして、4分の3ぐらいを占めておりますけれども、彼らも業界の中できちんと、資金に対する支出を減らしていくためにも、適正処理をしていくということを経業内呼びかけていくというようなインセンティブも働いているということを考えてございます。

○河村委員 御説明いただいた建設業界が全体の不法投棄物の4分の3ぐらいという話があったんですが、大まかに見たときに、業界ごとに、産業界いろいろあると思うんですけど、この拠出している割合、実際にお金を出している割合というのは、業界ごとに大体何対何対何ぐらいと、そういうことをちょっと御説明いただくことはできますか。

○説明者 すみません、マニフェストの頒布団体というところで、主な大きいところだけ申し上げますと、業種として出しているのは建設業関係のみでして、建設業の連合会のほうがマニフェストを頒布してございまして、そちらからいただいておりますのと、あと、もう一つは、産業廃棄物の処理業界の団体がマニフェストを発行してございまして、そちらからいただいております。あと、もう一つは、電子マニフェストを運用している機関がございまして、こちらが

らいただいているという形になってございます。

○河村委員 大体金額の規模をお尋ねすることはできないですか、今おっしゃった建設業、それから処理業界、それから電子マニフェストを発行している団体、業界で、産業界としての拠出を100としたときに大体何対何対何ぐらいかというのは、御説明いただくことはできますか。

○説明者 大体規模としては、1,000万から2,000万規模ずついただいているというような形になっています。

○河村委員 均等みたいな感じなんですね。

○説明者 均等ではなくて、マニフェストの頒布量に応じていただいているという形になります。

○河村委員 じゃあ、基本的に、じゃあ、原因となり得るようなものについて、量に見合うような形でいただいているということなんですかね。

○説明者 そうですね。マニフェストの頒布量に応じていただいているということになってございます。

○河村委員 そうですか。わかりました。

なかなかこの負担割合を決めるとき、難しくて、やっぱり何らかの形で産業界に負担を求めることは必要で、今やってらっしゃるような仕組みにならざるを得ないのかなという気もしますけれども、これも下手をすると、本当に善良なところだけが負担をしてというところになってしまいかねないので、先ほど石堂先生からも話があったんですけども、やっぱり本当の不法投棄をさせないようなための枠組みづくりというところにかなり重点を置いてやるべきなんじゃないかなというふうに思います。すみません。ありがとうございます。

○森本官房長 小林先生、お願いします。

○小林委員 御説明ありがとうございました。

14ページ、今の河村委員の御質問にも絡むんですが、そうすると、この14ページで例示を挙げていただいているんですが、全額取れた例と、一部しか取れなかったけど、まあまあ相当取れましたよという例と、ゼロという例が三ついただいているんですが、これ、それぞれにこういう例、多分事業も始まって、もう平成10年前から始まってかなりたっているんで、事例1、2、3となるときに、これ、何が違ってくるのかという、もしそういう知見がたまっていたら教えてください。例えば発見までに時間が経過してしまったのか、それとも、当該者が亡くなっている例が多いのかとか、何でこの1、2、3という例が分かれるのかということも1点教えていただきたい。また全体として、100%と12%とゼロとありますが、大体どれぐらい、ざっくりで

結構です、求償できているのかという、この2点を教えてください。

○説明者 ざっくりとのお話になってしまいますけれども、こちらの代執行に至る前までに、先ほど廃棄物処理法の仕組みの御説明をさせていただきましたけれども、やはり行為者に対して措置命令をかけてやらせるというのが大原則でございますので、まず、代執行に行く事例というのは限られた事案であるということで、その限られた事案であるために、徴収が進んだ事例と徴収ができなかった事例、並べてございますけれども、できなかった事例というのかなりあるところがございます。不法投棄でございますので、原因者が特定できないような場合というものがございまして、それらにつきましては、事例3のように、行為者が特定できずに徴収できなかった事例というものがございます。また、年月がたちますと、やはり行為者の特定というものがだんだん難しくなってくるということがございますので、難しいということになってまいります。逆に成功事例、徴収が進んだ事例を二つほど挙げさせていただいておりますけれども、事例1のほうは、行為者が特定できたということで、しかも資力があつたということで徴収ができたというものでございますけれども、事例2の場合におきましては、この投棄者におきましても、実は破産されておまして、その中でも事前の調査によりまして、所有する不動産を差し押さえることによりまして一定額は回収ができたという事例になります。個人の場合ですと、年金しかも収入がないというような方々もかなりございまして、年金額全てを差し押さえることはできないものですから、毎年一定額ずつ、わずかな部分を納めていただいているという例も多数ございます。

○小林委員 あと、全体感としてどれぐらいというのは、ざっくりで結構ですよ。

○説明者 求償を何らかの形でしている事例というのは、大体7割ぐらいが何らかの形で求償しているということになります。ただ、金額としてはかなり低い金額にとどまっているとお考えいただければよいと思います。

○小林委員 1点だけ補足でお伺いしたい。この事例1みたいなケースですが、これは不可解です。要するにそれなりの資力も持っていたら、そもそも何でこんな馬鹿なことをするのかと、お金を使ってちゃんと処理したらいいじゃないという気もします。こういう事例ってあるものなんですか。2とか3は、何となくお金もないから捨てちゃいましたという、言い方が悪いですが、合理的に理解できますが、1みたいに、結局この不法投棄して莫大な金、余計にかかるわけですよ。こんな馬鹿なことを何でするのか、理解できない。こういう例ってあるものですか、ほかに。

○説明者 あまり多く、かなりまれなケースであるとお考えいただければと思います。硫酸ピ

ッチ、ある意味、特有の事例だったかなというところもございます。

○森本官房長　じゃあ、奥先生、お願いします。

○奥委員　大きく2点あるんですけども、1点目が不法投棄等の現状に関してなんですけど、スライドの8ページ、9ページのところで、まず、9ページのほうで、黄色の部分ですね。支障が生じている、もしくはそのおそれがあるというところについて、下に100件、これは100件あるわけですが、そのうち、この特措法、もしくは基金で実施しているものが15件、その他は県の単独事業、もしくは行為者による撤去等により対応というふうに書いてあるんですけど、このその他に入るのは、この100件のうち15件を除いたものを指しているのか、さらに、それに、この上の表でいいます現時点では支障のおそれはないけれども、量的には5割ですね、半分を占めている、こちらもこのその他に含まれるのか、そこをちょっと一つお伺いしたいというのが1点目です。

それに関連して、やはりまずは支障が生じている、もしくはそのおそれがあるものを優先的にこの事業によってしっかりと対応していくというのは、その財源や基金に制約がある中で、考え方としては合理的だというふうに思うんですけども、一方で、支障のおそれはないというふうに判断されたものについては、こちらはどんどん積み上がっていつてしまうのではないかと、割合として今後も、不法投棄等がなくなる限りは、むしろ支障のおそれはないとして放置されてしまうことによる負のストックというのが増えていつてしまうのではないかと、このことを懸念するのですが、今49.5%という割合は、経年的に見るとどう変化してきているのか、そこを関連して教えていただきたいというのが2点目です、2点目というか、不法投棄等の現状についての2点目ですね。

それと、もう一点なんですけど、この8ページのほうの残存件数及び残存量の推移のほうは、10トン以上の事案のみがここに表されているわけで、10トン未満については、数字として出てきていないわけですが、たとえ少量、小規模であっても、やはりそこに住んでらっしゃる地域の方からしてみると、不法投棄が地域にあるということ自体、そして、それが放置されてしまうということについての懸念というのが当然あるでしょうし、やはりどういうものであれ、不法投棄されたごみというのは原状回復してもらいたいということがあると思うんですけど、そういう意味で、10トン未満の状況は、そもそも都道府県レベルで把握しているのか、環境省もどの程度把握されているのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいんですね。

今申し上げた3点は、いずれにしても、日本全体での不法投棄という負のストックがどれだけあって、それに対してこの事業がどの程度原状回復に寄与できているのか、そこはやはりあ

る程度見極めないと、この事業の意義といいますか、貢献度合いというのが正確にはわからないのではないかと、そういう問題意識でまず伺っております。

それと、もう一つ、大きな2点目、よろしいですか、なんですが、今度は未然防止対策との連携といいますか、まずはやはり未然防止がしっかり徹底されるということが重要になるわけですが、4ページのところに廃掃法の仕組みが書いてありますけれども、特にマニフェストについては、昨年この行政事業レビューで議論したと思いますけれども、廃掃法がその後改正されて、一定量以上を排出する事業者については、電子マニフェストの義務化というのがなされました。やはり一定量以上じゃなくて、全てのケースについて電子マニフェストをしっかりと義務化していくということが、今後しっかりと未然防止を図っていくという上では重要なのではないかと、思うふうに思いますし、さらに、やはり昨年の議論だったかと思っておりますけれども、そうはいつでも、電子マニフェストを使っても虚偽報告の事案があったと。そこについては、システムの改良等を図って、虚偽報告をしっかりと検知するような仕組みというのを入れていくというお話があったかと思うんですが、その部分の対応状況がどうなっているのか、教えていただきたいというのが大きな2点目です。お願いします。

○説明者 まず、私のほうから答えられるところからお答えさせていただければと思います。

まず、こちらのその他につきましては、黄色い部分の15件以外のその他ということでございまして、85件ということでございます。ちょっとその余につきましては、担当のほうから御説明させていただきたいと思っております。

電子マニフェストにつきましては、今年の通常国会におきまして、昨年のレビューでの御指摘も踏まえまして、一部特別管理産業廃棄物を多量に排出している事業者の方々を念頭に置きまして、今回義務づけというものを導入させていただき予定にございまして、段階的に拡大していくということを現在検討しているところでございます。

○説明者 すみません、データのなところをこちらからお答えさせていただきます。

まず、二つ目にいただきましたところで、支障のおそれはないとか、調査中のものについての経年の状況でございますが、ここのところは、残存件数の全体と同じですが、横ばいの傾向にあるというところで、どんどん積み上がっているというわけでは当然ないんですが、未然防止等、都道府県等に行っているところの中で、ちょっと横ばいの傾向というところがこちらについても続いていると。

10トン未満の部分につきましては、当然不法投棄等というところで自治体において把握等、国においても、先ほど未然防止のところでお説明させていただきましたように、ホットラインと

いうところの通報の窓口がございまして、そういったところに10トン云々というところには限らず通報いただいておりますので、不法投棄があれば通報はされていると。ただ、自治体から御報告を上げていただくときにちょっと限らせていただいておりますのでございます。

○奥委員 できるだけやはり日本全体の状況、全体量として不法投棄量がどれだけあるのか、そこにどれだけこの事業、貢献できているのか、そこを見極める努力というのは今後できるだけやっていっていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○森本官房長 じゃあ、稲垣先生、お願いします。

○稲垣委員 いいですか。二、三点ちょっと教えてください。

○奥委員 すみません、虚偽報告の検知の話を、すみません。

○説明者 失礼しました。虚偽報告の検知システムにつきましては、昨年度の予算事業から実施してございます。昨年度ですと、委託契約書とマニフェストを照らしまして、違いがある場合には検知できるようなシステムを入れてございますし、また、平成29年度におきましても引き続き機能拡大ということを実施しているところでございます。ただ、他方で、検知機能でございまして、あまり詳細を明らかにしてまいりますと、イタチごっこのようなことも生じてまいりますので、ちょっとそのあたりは控えさせていただければと思います。

○奥委員 わかりました。導入はされているということですね。

○説明者 はい。

○奥委員 はい、わかりました。

○稲垣委員 すみません、数点ちょっと教えてください。

まず、1点、さっき石堂先生も言われたんですけれど、今は問題ない、今は問題ないけれどというのが非常に多いんですけれど、日本いろいろなところを見る、私も見たり、いろいろしていると、やはり将来、例えば地震が起きたりして影響が大きいような場所に不法投棄されているものなんか結構あるんですけれど、そういうものへの対応というのは、限られた予算でやれといってもなかなか難しいとは思いますが、そういうものへの対応ということも将来的には少し検討していただくとありがたいなと思うんですけど、その点がまず1点。

それと、確かに私もいろいろ経験したことあるんですけど、行為者の資金が乏しいというのは、実際こういうものが出てくると、もう金がない、金がないといって一点張りで逃げてしまうのが実態なんですけれど、よくよく考えてみると、廃棄物を処理するということは、それなりの、ただでやっとならぬわけじゃないんですけど、それなりのお金は本来持つとるんですけど、持っているんですけど、ほとんどの人は隠してしまったり、何らかの形でやっているというの

が実態なものですから、少し、例えば一つの例ですが、硫酸ピッチのようなものは、これは無理だと思います、はっきり言って。2日ぐらい夜中にごそっと持ってきて、ぼんと捨てていっちゃうというのがありますから、難しいですけど、処分場をどんだんやっとするうちに処理できんようになって不法投棄になったようなものについては、例えば処分場の許可を出すときに、そういう資金をきちっと確認、将来的にも確認できるような制度とか、ある程度その段階でもう廃棄物を強制的に廃止、閉鎖はきちっとせないかん、廃止をさせる制度にするとか、そういうことが検討できないのかどうかというのが2点目です。

それと、もう一点は、やはり未然防止というのは大変重要ですので、これ、ぜひお願いしたいのは、先進的事例とか、いろいろありますので、そういうものを国が積極的に都道府県だとか、そういうところへ普及するとか、そういうことも必要じゃないかなというふうに思います。

もう一点が16ページですけど、この見直し案になっているところ、二つに分かれて、廃棄物等の撤去を実施している案件と、地下水浄化の案件で、これ、見ると、将来的にはもう地下水のほうばかりということは、今でも不法投棄をやっているので全量撤去なんていうのはあり得んわけですね、金の問題があるから。影響出ないレベルでとめてしまっとなのが多いんですけど、もうほとんどは、これは例えばシートをかぶせるだとか、あるいは矢板を打って地下水を汚染させないレベルのものを今後は普及させるとか、そういうやり方を推奨するということなのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○森本官房長 では、コメントシートをそろそろ書きながらでお願いしたいと思います。

じゃあ、回答をお願いいたします。

○説明者 まず、震災への対応などに向けて、支障の現時点ではおそれのないものも対象にすべきではないかという御意見だったかと思います。現在も都道府県などにおきましては、支障のおそれを判断する場合には、崩落がするかどうかといったものも廃棄物の処理基準の中にもございますので、それらにも照らして見ていただいているものかと思います。今後拡大すべきという御議論、どこまで国費ですとか、地方のお金を入れてやるべきなのかというのはかなり大きな議論になってくるかと思いますが、慎重な検討は必要かなと考えているところでございます。

また、御指摘のように、2点目につきましては、硫酸ピッチですとか、あと、処理業者でも収集運搬業者のように、大した整備投資もせずに、また、排出者などにおかれましても、トラック1台あれば不法投棄はできてしまうというところはございますので、そういうところにつきましては、なかなか資金というところ持たないところも多いんだろうと考えてございます。

件数としては、実はそういうところが多いということになってまいります。他方で、大規模化している産廃特措法にありますような豊島ですとか、青森、岩手県境のようなものにつきましては、処理業者、処理の許可を持っている方が行われているということがございますので、しっかりと普通の都道府県による指導などをきちんと徹底していくということが重要だろうと思います。最近ですと、職員の能力の向上といったことも重要になってくるかと思えます。資金面につきましては、例えば優良産廃処理業者になってまいりますと、資金フローがきちんとしているかということを確認して、その確認をするという仕組みがございまして、そういったものを現在、優良産廃処理業者の数と質というのを高めていこうということを現在取り組んでいるところでございます。

あと、先進事例につきましては、御指摘のように広めていくということ、大切だろうと考えてございます。

あと、全て全量撤去でなくて、ほかのやり方でも生活環境保全上の支障がないようにということにつきましては、やはり現在の基金の協議会などにおきましても、技術的にどこまでやるべきかということとはしっかりと検討した上で対応しているという状況にございます。そこは、国費も地方の公費も入れるということでもございますので、費用的にも少なくて済むように、他方で、生活環境保全上の支障がないようにということで検証がなされているものと考えてございます。

○森本官房長 それじゃあ、最後に、最後かどうか、すみません、失礼しました。佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤委員 御説明ありがとうございます。

まず、1点なんですけど、今回の事業は大きく二つの柱から成りますよね、この産廃特措法の話と産廃物処理法に基づく事業と。産廃特措法のほうはもう既に約束しているというか、起きてしまった事案ですから、これは肅々と処理を進めざるを得ない、そういうふうな成果目標も立てられているという、それはわかるんですが、多分、次の問題、さっきの未然防止のほうにウエートを移したほうがいいんじゃないか云々という議論と関わってくるのが多分この廃棄物処理法に関わるところで、これはこれから、既に起きちゃっているものもありますけれども、これから起きるであろう事案も、こちらの事業のスキームと言うべきですね、こちらのスキームの対象となるので、こここのところの未然防止と事後的な処理とどうバランスをとるのかということが多分問われてくるのかと思うんですが、ちょっと質問は、都道府県の取組なんですね。多分恐らくこの事業は、基本的には都道府県の駆け込み寺なんだと思うんですが、都道府県に

よっては、例えば先ほど御指摘のあった支障のある廃棄物、あるいは支障はまだ出てないけど、支障のおそれの、将来的に出るかもしれない不法投棄物等について、何らかの、この事業に関わらず、独自の取組と違ってやっている自治体というものもあるものなんでしょうか。何か多分件数から見ると、恐らくかなり自分たちで取り組んでいるという自治体も多いと思うんですけど。逆に言うと、この駆け込み寺に駆け込んでいる自治体はどんな特徴があって、自分たちでちゃんと処理できている自治体ってどんな特徴があるのか。それは多分財政力や規模の違いだけで説明できるものなんでしょうか。

○説明者 御質問ありがとうございます。

ちょっと地方自治体の独自の取組として支障除去のために財政的な仕組み設けているかということについては、今事例のほう承知していないところでございます。基本的には都道府県など、行為者などに対しまして、撤去させるという行政指導から始めていくというのが通例かと思えますので、そちらを積み重ねられている自治体が非常に多いのではないかと思います。

○佐藤委員 いや、私、偶然なんですけど、関連する事案、栃木県が馬頭の処理場というのをPFIで今度つくるんですね。あれももともとは不法投棄の処理から始まった議論なんです、遡れば、あれは90年代ですよ。ですから、自治体によっては何かそういう工夫をする自治体があるんじゃないかなというふうに思いまして、もし代執行をやる、事業者にやらせる、代執行をやる云々であると思うんですけども、やっぱりもうちょっと自治体独自の取組というのは何なんだろうということ、そこを把握しないと、何か結局、行政対応に大きな問題はないかもしれないけど、結果的にある意味あんまり積極的な取組をしなかった、その支障が出るのを待っていた自治体が何か恩恵をこうむるスキームになりかねないので、そこはむしろ環境省さんとして実態把握されてもいいのかなと思います。

あと、手短かに2点ほどなんですけど、行政事業レビューっぽい話になるんですが、レビューシートを見ていたときに、これは主要施策、政策のところ为空欄になっているんですけど、これは、この事業自体は何か施策にぶら下がっているものではないという理解で正しいんですか。なぜこれを聞くかという、先ほどから議論になっている未然防止ですね、つまり関連事業として上げていただいている適正処理推進費ですね、こちらと事業って何か同じ施策のアンブレラの中に入っているんじゃないかと思ったんですけども、そういう理解ではない。それは違うんでしょうか。

○説明者 お答えします。

こちらの最初のレビューシートの1枚目の主要政策、施策の部分のことを今伺いされてい

と思うんですけども、こちら、基本的には予算とかの政策とか施策のほうが前面に出ておりまして、1枚おめくりいただいて、政策評価、経済・財政アクション・プログラムの関係の中に、ここに政策、施策とあると思うんですけども、一応環境省の中の政策、施策にはぶら下がってしっかり評価なりはしております。

○佐藤委員 わかりました。いや、別にこれは予算を出していますよね。お金を使っているのに、別に主要施策、政策にあってもいいのかな。ほかの事業はついているので、ちゃんと。あってもいいのかなと思ったものですから。

じゃあ、すみません、確認なんですけど、この廃棄物・リサイクル対策の推進という施策の中に、この未然防止と事後処理とか、これは全部ぶら下がっていると思ってよろしいわけですね。

○説明者 さようでございます。

○佐藤委員 だとすれば、やっぱりこの見直しとして問われてくるのは、これをどうやってシームレスにつなげていくかだと思うので、先ほどの議論ですね、未然防止のところと拡大防止と事後処理というのをどうやってこれを、事業間をどう連携させていくかということ、多分これは少し施策レベルでの議論が必要になるのかなというふうに思ったわけです。

あと、すみません、これは会計課に聞いたほうがいい質問だと思うんですけど、なぜこれを補正予算でやっているんですかという質問なんですけど、もしこれ、毎年大体出ていっていますよね、決まったお金が。ですから、しかも、これからも基金に拠出されていくし、先ほどの特措法の処理の事業も確実にあるわけですから、本来補正じゃなくて、当初予算で、もうわかっていることですよね。当初予算で本来は出すべきことだと思うんですけども。というか、これ、経済対策ではないので。

○鳥居会計課長 会計課でございますけれども、もちろん当初予算で確保を目指すという努力をしていかなきゃいけないというふうには思っております。他方、実際に現場でいろんなこういう問題が起こって、それにも生活環境保全上、対処しなきゃいけないという、このはざままで苦労といいますか、いろいろ悩ましい点もあるわけでございますけど、とにかく困っている人がいるところを、これは解決しなきゃいけないという問題もございまして、なかなか当初で手当てできない部分については、補正でお願いをせざるを得ないというのが実態でございます。

○佐藤委員 これ、やっぱり典型的な補正回しで、悪い言葉を使うと。いや、別に出すなど言っているんじゃないですよ。多分恐らくこの事業は必要な事業だし、不法廃棄物はどこにあるわけですから、処理しないことにはどうにもならないわけなので。ですから、ただ、であれば、

やっぱり最初から必要な予算として財務省さんにちゃんと要求したほうがよろしいと思うんですね。くどいようですが、補正予算というのは、年度当初には予想もつかなかったようなイベント、例えばこの事業の関係でいけば、何かとてつもなく大きな不法投棄が発覚して、自治体がとてもじゃないけど対応できないと。そこで、何か駆け込まれてきたとき、どうしようという議論が。つまり、年度当初には予想もつかなかった案件については、多分補正の対象にならざるを得ない。

ただ、この段階ではもう粛々と事業をやっているわけで、処理を進めているわけですから、もうはっきり言えば見込みは立っているはずなんですよ。ですから、多分環境省さんとしては必要な経費がわかっている。ただ、それを全部当初予算に盛ると何か言われるから、結局なるべく補正という、多分、知恵をつけているのはあっちなのかもしれませんが、それはわかるんです、私は。でも、ちょっと本来はちゃんと当初予算に組んで、その中で事業の必要性を主張していくというか、そのためのこういう行政事業レビューもあるわけですから、これは予算とつなげるためにやっているレビューで、だから、この概算要求の前の時期にやっているわけじゃないですか。だから、補正だったら、この時期の行政事業レビュー要らないはずなので。ですから、ちょっとやっぱり当初予算として連携させていくという努力は必要だと思いますね。これは最後、感想です。

○森本官房長 それでは、先生方、コメントシートの提出の準備もお願いしながらと思いますけれども、石堂先生、お願いいたします。

○石堂委員 予算の関係でちょっと2点お聞きしたいんですけど、レビューシートで、事業の効率性のところで、競争性が確保されているかという中で、原則競争入札によって競争性を確保しているという記入になっておりまして、ただ、一者応札があることと、それから競争性のない随契もあるということが定性的に書かれているんですけども、これ、契約全体の件数か金額か、ちょっと両方あれば両方のほうがいいですけども、競争入札にかけたもののうち、一者応札になっているものの比率まで捉えられているか。また、一者応札でなくて、随契になったものが契約全体でどのくらいの比率になっているかというのは把握されているかどうかというのが、もし把握されていれば数字をいただきたいというのが1点です。

それから、もう一つ、カラー刷りの資料のほうの13ページに、基金の規模のことがございまして、保有割合が最終的に0.92で、これはクリアしているということの表現になっていると思うんですけども、これは平成30年度以降の支援見込み額、今後の支援見込み額のところの最後の突発事案というので1億6,600万というのがありまして、下の米印の説明で、予測不能なもの

について1件計上し、所要額については過去5カ年の平均支援額を採用と、こう書いてあるんですね。この今後の支援見込みのところから、皮肉な話で、166を差っ引くと保有割合は1を超えるんですね。そうすると、この166という見込みが非常に微妙になってくるんですけども、ここで言っている、見込みがよくないと言うつもりはないんですけども、所要額については過去5カ年の平均支援額を採用というのは、過去5カ年の何を採用したのかね。過去5カ年でもやっぱり突発はあったと。その突発事案を取り上げて5カ年の平均をしたというふうに考えるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○説明者 御質問ありがとうございます。

まず、すみません、2番目の基金のほうの話からお答えさせていただきますと、突発事案につきましては、ちょっとどういったものが起こるか想定できないというところがございますので、突発的に発生した事案に限らず、ここに上がっているような、そういう各年度で支援をしているものにつきまして、平均させていただいて、どれぐらいの規模のものが起こる可能性があるのかというところを見させていただいておるというところでございます。これを抜くと1を超えるじゃないかというところはあるのかもしれないのですが、毎年というか、毎年度見ていくと、必ずしも想定していなかったところからの支援の要請というところもございますので、ちょっと積ませていただくというところが必要性のあるものなのかなと、こちらとしては考えております。

最初に御質問いただきました随契の割合と一者応札の割合につきまして、補助金の事業としまして、実績の報告等を上げていただいておりますので、契約の状況については、全部こちらで把握しておるところなんですけど、5件分、ちょっと合計しての割合というのは正確なところというのが今手元にない状況ではございますが、大体随契の割合として3割ぐらい、やむにやまれぬ事情で随契を行っておるといものがございまして、その中に一者応札も入っておりますが、申し訳ありません、ちょっとその中で一者応札というのがどれぐらいあるのかというところまでは、今手元にはございません。

○石堂委員 わかりました。いろんな各省庁のそういう数字というのは出回っていると思いますので、それと変に平均とったときに高くないかという視点で、よく見ておいていただければと思います。

それから、やっぱり基金規模のほうは若干気になりますね。各年度ごと、同じような整理をしていく中で、年度末には見込めなかったけれども、発生してしまったものの平均だったら私も納得できるんですけども、そうでないものも含めた平均というと、やっぱりこの166という

数字が必然的に少し膨らんじゃいませんかという気がして、それがちょうど1、上行くか、下行くかの微妙なところになると、随分重い責任を課せられた数字になってしまうと思うんですね。ですから、もうちょっとクリアにしたほうがいいかなと思います。

○説明者 わかりました。ちょっとそここのところは、29年度のレビューも今まさしくやらせていただいておりますので、御意見いただいたところをちょっと加味しまして、これから検討させていただきたいと思います。

○森本官房長 それじゃあ、最後に、河村先生、お願いいたします。

○河村委員 すみません、最初に私がお尋ねしたところに戻るんですけど、じゃあ、このスキーム、どうやってやっていくのがいいかというところなんですが、その後もいろんな先生方がいろんな角度からお尋ねくださってわかってきたところがいろいろあると思うんですけども、これ、基金方式でやられるというのはいいと思うんですね。それは私も賛成します、急にやっぱり出てくるときもあるしということわかります。ただ、やっぱりこの負担割合というのは再考する余地があるんじゃないですかね。今産業界対、それから国対都道府県、4対3対3で、国と都道府県が同じ割合ぐらいというのはわかる気がします。出た、実際に発見された都道府県でもよそから持ち込まれる可能性もあるというので、国が持つことも必要という御説明、それも理解できます。だけど、この産業界の負担割合って4でいいでしょうか。

今伺ってくると、例えば本当に支障があるような事例、不法投棄にもいろいろあって、大変深刻な自然の支障があるとかって、この硫酸ピッチとかって恐ろしいですけど、でも、こういうのって、もともと扱っている業者って限られますよね。いろんな企業が捨てることのあることはあり得ない。もともと扱うこと、こういう産業廃棄物の処理をやる業界というのがあったりとか、それから、あと、建設業界があったりとか、やっぱりその業界に対して、実際に負担するのは業界の中で広く薄くということで、それこそ善良な、そんなことはしないような企業にも負担を求めるのかもしれませんが、やはりその業界に対する負担をもっと働かせて、例えば私が思うには、4対3対3じゃなくて、6対2対2とか、8対1対1とか、それぐらいやって、国に堂々と当初予算でということで請求して行って、私はいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういうふうにすることによって、いろいろ未然防止、努力されているのはわかるんですね。都道府県がいろいろパトロールをする、それから、通報システムみたいなものを、市民の通報もするとか、それから、ドローンを使ってパトロールする。でも、限界がありますよね。そういうことももちろん必要なんですけど、そういうことよりは、ある程度もう原因となること、行為をする業界がこうやって明らかである以上は、その業界全体に負担を求め

て、業界の中で、やっぱり業界の中だからこそわかるところもあるんじゃないですか。ピアプレッシャーというか、一般市民には目は届かないけども、同じ業界仲間同士だからこそわかるところもあるし、それから、さっき稲垣先生がおっしゃったように、そもそも、じゃあ、硫酸ピッチとかを、こういうものを廃棄するようなことを仕事としている業界が、国といろいろ、それから都道府県と相談して認可を受けるときに、そもそも場所がきちんと、廃棄する場所が確保されているのかとか、そういうところにも立ち返ってもう一回検討をしなきゃいけないということにもなるかもしれませんし、そういうことを促すためにも、この産業界の負担というのはもっと上げてもいいんじゃないかと私は思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○説明者 御意見、どうもありがとうございます。

この点につきましては、基金創設当初から産業界とはさまざまな調整を行ってきてございまして、当初は、行政と産業界の負担割合、1対1ということで制度創設時は始まった経緯がございます。その後、直近1年半ほど前に、平成25年に、特にそれまでは大規模な経済団体のほうから拠出をいただいていたという方式で行っていたところでございますけれども、やはり大規模な経済界というのは、かなり排出事業者責任のほうも徹底されてきていて、同じように負担をし続けるというのは、なかなか筋が通らないのではないかと御意見などもいただきまして、それまで産業界の負担割合5だったものを4にしたという経緯がございます。その後、費用負担の費用のいただき方につきましても見直しをいたしまして、マニフェストを通じた仕組みにするということが始まったのがここ2年間というところでございます。

現行の仕組みにつきましては、平成27年度から5年間はこのシステムでいくということにしてございまして、5年後は、引き続きどのような仕組みがよいのか見直すということをお約束してございますので、そのタイミングでの議論になってくるかと思っておりますけれども、今いただいたような御意見も踏まえまして、より経済界がきちんと適正処理を進めるインセンティブが働くようにということも踏まえながら検討していくということになろうかと考えてございます。

○河村委員 大分何かいろいろ進んできているかなという話が産業界からあったようですが、でも、実際の数字を見ると、まだ新規の発生件数もなくなっているわけでもないし、問題が明らかに収束の方向という感じにもお見受けしないので、やはりそういうところもきちんとご覧いただいて、このまま本当にずるずると国と都道府県が負担するままでいいのかどうかというところは、きちんと考えていただく、それは産業界全体として責任を持っていただく方向でお考えいただければと思います。すみません。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、稲垣先生。

○稲垣委員 まだ集計中。

○森本官房長 すみません。

○稲垣委員 まだ、ちょっとまだ。

○森本官房長 すみません、じゃあ、佐藤先生、お願いします。

○佐藤委員 じゃあ、集計中ということなので。今の基金の話なんですけど、その13ページの基金なんですけど、割り切って考えると、今の基金残高は何のためにありますかという、既存の既に発覚した事案に対して対応するためのお金ですと、そういう見込み額ですよ。突発事業って書いていますけども、実際どれくらい、本当のところかかるかは、プラスアルファはわからないところもあるので、むしろ整理の仕方としては、今の基金残高は既に発覚した案件への対応で、すると、逆に今度問われてくるのは、今の河村先生の話に戻りますけど、これからの基金の運営の仕方でありまして、これがむしろ新しい案件に対する対応になってくるので、すると、じゃあ、これ、変な話言くと、今のスキームでどれくらいの収入が今後見込めてきて、今、それをベースにしたときに、これから発生するであろう事案にどこまで対応できるのか、あるいは、先ほど出ていますよね、支障のおそれはないというけれどという事案もあるわけですから、今後出てくるのはどれくらいかという、そここの見込みで何かあとは話が進むような気がするんですけども、何となくちょっと基金の今の残高の話と、それからこれからの料金というか、基金の収支ですかね、そこの話、多分少し分けて考えられたほうがいいのかという気がします。

すみません、言い方を変えると、もし将来の収入で今の既に発覚した事業についても対応するという計画であれば、逆にこの基金は多過ぎることになってしまうので、そのあたりはちょっと整理したほうがいいのかと思います。

○説明者 最近の基金のフロー、ごく簡単なものにつきましては、2ページの一番右下のところに、直近3年の収入、支出、残高をつけさせていただいてございます。現在収入のほうにつきましては、残高と当面の支援見込み額などからどの程度収入が必要かというものを算定した上で、各団体のほうに支援をお願いしたり、また、国のほうでも予算措置をしているという状況にございます。

御説明としては以上でございます。

○森本官房長 それでは、大変恐縮です。取りまとめ役の稲垣先生のほうからコメント案をお願いいたしたいと。

○稲垣委員 それでは、取りまとめの結果を御報告させていただきます。

6人の先生のうち、廃止はゼロでした。事業全体の抜本的改善をすべきだという方が1名、次の3番の事業内容の一部改善という方が5名、現状どおりがゼロという状況でございます。

意見については、いろんな意見がございますが、やはり皆さん未然防止にもっと力点を置くべきでないかというのが大きな皆さん方の御意見でありますし、それ以外、先ほど佐藤先生も言われましたけれど、補正予算じゃなくして、わかっとるものは当初できちっとやるべきじゃないかというような御意見もあります。それと、産業界に基金を負担させることで、業界内で浄化作用が働くということも含めて、もう少しそういう点の見直しをすべきじゃないかという御意見もございました。それと、都道府県に対して、不法投棄に対して先手を打つような指導を環境省がもっとすべきじゃないかというような御意見もございました。あとは、やはりいろんな考えありますけど、未然防止、これに力を入れるべきだというような御意見で。そんなことで、先生方、よろしいですか。

取りまとめはそんな形です。

○森本官房長 どうもありがとうございました。

それでは、本事業の評価につきましては、そのように記載させて、今後対応させていただきたいというふうに考えてございます。ありがとうございました。

じゃあ、引き続き、大変恐縮でございます、続けさせていただきます。

それでは、お暑い中、恐縮でございますが、続けて進めさせていただきます。

続きまして、事業番号の2番、環境技術実証事業でございます。

担当部局から5分程度で事業の概要を御説明願います。

○説明者 本事業を担当しております総合環境政策局総務課環境研究技術室長の太田でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうから、資料に基づきまして、本事業の概要等について御説明させていただきます。以降、座って説明させていただきます。

お手元のパワーポイントの資料をご覧いただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、まず、本事業の概要につきまして、2ページからのリーフレットで御説明させていただきます。本事業につきまして、既に実用化された先進的な環境技術の中には、環境保全効果等について客観的な立場から示された情報がないため、普及が進んでいないものがございます。特に名が通っていない中小企業の技術の場合は、そうしたことがネックとなって、環境技術としてはすぐれているものの、なかなか売れないといったケースが多々あることを承知

しております。本事業では、そのような環境技術につきまして、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関が実際の現場等で環境保全効果等について実証し、その結果を環境省のウェブサイトなどで公表し、誰でも閲覧可能とすることで、そうした環境技術の普及を支援し、環境保全に資することを目的とした事業でございます。この環境技術実証、英語ではETVと申しておりますけれども、後ほど詳しく御紹介させていただきますが、これは我が国のみならず、米国、カナダ、韓国など、世界各国でも行われておりまして、昨年の11月にISO14034として国際標準化されたところでございます。

なお、実証済みの技術に対しましては、この資料2ページの右下にございますような実証番号が付されたロゴマークを交付しておるところでございます。

次のページ、おめくりいただきたいと思っております。3ページには、今年度実証している技術分野を載せさせていただいております。本事業は、費用負担の違いによりまして、国負担体制と手数料徴収体制の二つの体制で行っております。それぞれの体制につきましては、恐れ入りますが、6ページの下の方に書いてございますけれども、国負担体制とは、新たな技術分野を設定する際、実証方法、体制が確立するまでの間、概ね二、三年でございまして、試験に係る費用の大部分を国が負担する体制でございまして、一方、手数料徴収体制は、試験に係る費用の全てを申請者が負担する体制でございまして、

3ページにお戻りいただきまして、今年度は国負担体制といたしまして、昨年度から試行的に実施しております特定の対象技術分野を定めないテーマ自由枠、それから、手数料徴収体制といたしまして、自然地域トイレし尿処理技術分野から中小水力発電技術分野までの7分野につきまして、実証しているところでございます。

続きまして、4ページに移らせていただきますが、本事業の実施体制につきまして、詳しく示させていただいております。本事業の実施体制は、まず、環境省におきまして、事業全体の方針策定及び運営管理、実証機関及び実証運営機関の公募、選定、実証対象技術の募集、選定、それから、実証報告書の承認や実証した技術へのロゴマーク、実証番号の交付、ウェブによる実証結果の公表などを行っております。それから、右側でございますけれども、実証機関につきましては、これは技術分野ごとに設定しているものでございまして、環境省が行う実証対象技術の募集、選定の補助、実証の実施、実証報告書案の作成などを担っております。対象技術の選定、実証手法等の検討に当たりましては、当該技術分野の専門家から成る技術実証検討会の助言を受けながら実施しておるところでございます。左側に実証運営機関がございまして、これは、事業普及のための企画、立案、それから、環境省が行う実証機関の

公募、選定の補助、それから、環境省が行うテーマ自由枠の技術の募集、選定の補助などを担っております。これらの検討に当たりましては、広く環境技術分野に知見を有する専門家から成ります環境技術実証事業運営委員会の助言を受けながら実施しているところでございます。そして、一番下に申請者がございますけれども、メーカーや代理店、地方公共団体などでございますけれども、本事業の公募に対して申請し、試験に係る費用を手数料として支払い、現場への装置設置などを行うこととしているものでございます。

おめくりいただきまして、5ページに、本事業の技術分野設定の考え方を示させていただいております。各技術分野につきましては、5ページの上のほうにございます技術動向や市場要請、社会的必要など、(1)から(5)の観点を踏まえまして、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、環境技術実証事業運営委員会の助言を得つつ、環境省において設定しているところでございます。なお、昨年度から試行的に実施しておりますテーマ自由枠につきましては、ISO14034において実証対象技術の分野設定がなされていないため、将来的な国際展開、相互実証に備えまして、そのやり方を検討しているものでございます。

これまでの実績につきましては、ページ、7ページをご覧くださいと思います。7ページに、全技術分野の合計の累積実証件数の推移を、それから、その次の8ページに、各技術分野ごとの実証技術数を示させていただいております。実証総技術数は、平成15年度のモデル事業開始から昨年度までの14年間で618技術になります。

続きまして、10ページをご覧くださいと思います。環境技術実証の国際動向でございますけれども、国際的にはパイロット実施段階のものも含めまして、9カ国地域でETVが実施されております。我が国は、事業開始から米国、カナダ、韓国に次いで4番目でございますけれども、実証数といたしましては一番多くなっているところでございます。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。本事業の実証済み技術の普及ということでございまして、昨年度の本事業の中で、既に実証済みのところに対しまして、フォローアップ・アンケートを実施しております。このアンケートでは、ロゴマークの取得前後での問い合わせ件数、売上金額などの変化等につきまして尋ねているところでございます。その結果、下の円グラフにございますとおりに、問い合わせ件数、売上金額とも半数以上がロゴマーク取得後増えたと回答しておりまして、一定程度、実証済み事業は普及しているものと考えているところでございます。一方で、問い合わせ件数、売上金額とも4割程度が変化なしと回答しているところもございますので、今後のフォローアップ・アンケートの中で、その理由等を確認し、制度の改善につなげていくことを考えているところでございます。

続きまして、13ページから15ページをお開きいただければと思いますが、ここに具体的な技術普及事例を挙げさせていただいております。一番最初、13ページ目の株式会社大都技研の業務用厨房シンク型油水分離回収機につきましては、6月8日に一部の委員の方々に現場視察に行っていた技術でございます。事業者からの評価でございますけれども、真ん中から下でございますとおり、ETVのロゴマーク取得後、環境省ETVのホームページを見たとの問い合わせを受けた受注が増えた、性能に対するユーザーへの説明が容易になった、環境省のホームページにデータが幾つもあることが本技術選択の安心感につながっていると聞いているなど、本事業について高い評価をいただいております。

時間の関係上、本事業の概要等の御説明は以上とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○森本官房長 それでは、引き続き、事務局から当該事業の論点を説明させていただきます。

○鳥居会計課長 この事業につきましては、論点、四つ御用意させていただいております。

まず、一つ目、実証技術数を増加させるために具体的にどのような取組を行うのか。二つ目、実証した技術は普及しているのか。また、今後どのように実証した技術を普及させていくのか。三つ目、実証機関の選定に当たり競争性が確保されているのか。最後ですけれども、環境技術の普及を促進する上で事業の枠組みが効率的、効果的なものとなっているか。以上でございます。

○森本官房長 それでは、先生方、立て札を立てていただければ、順番にお願いしたいと思っております。

じゃあ、最初に、小林先生、それから、その次に佐藤先生という形でお願いいたします。

○小林委員 どうも御説明ありがとうございます。

3点ぐらいあります。まず、昨年度から設定されたテーマ自由枠というものには、どのような内容のものが応募されているのか。それから、今残っている7分野の入れかえる考えはあるのでしょうか。例えばこの7分野でも、業務用の機器みたいな、学食とか、社食とか、広くユーザー市場が想定されるものから自然地域トイレのように特定の自治体みたいなところが対象で、一般の人がやるようなものじゃないものがあるように思えます。後者にはこういうのにマークが要るのかどうか、ちょっとよくわからないので、分野の入れかえが考えられるのかという話です。

それから、15ページですね。いや、この技術自体は私、大昔、新聞記者だったので、取材したこともあって、非常におもしろい話で、JFEさんの非常にすぐれた技術だと思いますが、先ほど室長の御説明のあった、中小企業云々となったら、JFEみたいなところが応募してきた場

合、自身で売り込めば、それでいいだけの話じゃないのかという気もします。逆にこういう大企業も対象であればETVというロゴマークの性質もちょっと変わるような気がします。エコポイント的な、もっとビー・ツー・シーみたいな話だとか、大企業がやっているものをもっと取り上げたほうがいいんじゃないとか、何か一つの制度にいろんなものが入っている気がしますが、その辺の整理はどうなっていますか、その3点です。

○説明者 御指摘ありがとうございます。

まず、第1番目の御質問のテーマ自由枠、具体的にどういうものを行っているかというものでございますけれども、平成28年度につきましては、応募が4件、そのうち2件採用されているところでございまして、具体的にはクリーニング乾燥機の廃熱、顕熱の回収による運転負荷軽減技術と、それから、使用済みの紙おむつの中の高分子吸収体の脱臭処理による焼却負荷軽減技術と、この2件が実証の対象になっているところでございます。

それから、ほかの分野との入れかわりがあるかどうかということでございますが、これにつきましても、先ほど御説明させていただきました技術分野設定の考え方が5ページにございますけれども、こうした観点を踏まえまして、実際のニーズですとか、それから、どのぐらい応募があり得るのかとか、そういったことも踏まえまして、分野の見直しは絶えず行っているところでございますので、その状況に応じまして、既存の分野、もう既にもう、例えば既に測定方法とかがJIS化されたりするようなものにつきましては、この事業から卒業ということもございまして、そういった入れかわりは実際にあるところでございます。

それから、3番目の御質問の大企業も対象かというところでございますが、これにつきましては、本事業におきましては、特に大企業だから受け付けないというところではなくて、新しい新規性のものと、例えば大企業であっても新しい分野にチャレンジしているような場合ですと、なかなか今までの実績がないものですから、その認知度が低いとかいうこともございますので、特にそういった企業の大小については分けを設定しているものではございません。なかなか先進的な技術であり、国でいろいろな測定方法について規格等がないようなもの、そういったものについて積極的に支援していこうという考えでございまして、御理解いただければというふうに考えております。

○森本官房長 それでは、次に、佐藤先生、お願いいたします。

○佐藤委員 いただいた資料の例えば7ページと、あと、追加の資料でいただいた平成25年度から29年度までの実証機関及びその応募数というのを見ると、7ページを見ても、最初は盛り上がったのかもしれないんですけど、やっぱりここ数年、実証実験、実証結果、実績ですね、

実績は頭打ちであるということ、特に直近の25年から29年度まで見ると、もう、すみません、これは応募者数ですね、応募者数、応募数ですよ。だから、やっぱり、この応募数というのは、入札の応募数でいいんでしたっけ。わかりました。じゃあ、すみません、じゃあ、まず、7ページから見ると、まず一つは、言えるのは、ちょっとニーズが落ちているのではないか、つまり、評価その1として考えられるのは、やっぱりこの実証事業って本当に現場のニーズにかなっているんですかということがやっぱりこの7ページの数字からは出てくるし、それから、行政事業レビューの実績数から見ても、頭打ちどころか下がっているんですよ。だから、となると、ちょっと逆に一つの質問のその1は、この対象技術分野というのは果たして本当に現場のニーズに合っているのか、あるいは、そのあたりについて、例えば地域の商工会とか、いろいろとありますので、業界団体は。そのあたりに対して何らかのアンケート調査とかをしたということはあるんでしょうかというのが1点目です。

2点目なんですけど、実際、私、現地調査に参加させていただいたので、やっぱり現地調査をしてみると、やってみると効果があったねという、ある程度ですね、効果は見込めたねという声も聞こえるので、だとすれば、潜在的なニーズはあるかもしれないけど、それが酌み取れていないと考えるべきなのか。これは、ここの事業の評価の分かれ道だと思うんですよ。つまり、もともと全くニーズがないというんだったらもうやめればいいという答えになるし、いや、ニーズはあるのかもしれないが、それを、現場のニーズを酌み取れていないということであれば、やっぱり根本的な見直しが必要なのかという、そこです。環境省さんとして、そこをどこまで把握してこの事業を進められているのかなというのがよくわからないので、それを教えていただきたいということと、それが二つ目。

もう一つ、同じような質問になっちゃうんですけど、このいただいた資料を見ると、やっぱり一つの、さっきの競争性というところに関わってくるし、ニーズを本当に酌み取っているかどうかというところの議論に関わるんですが、実際に事業者が応募するのは、この実証機関なわけですよ。じゃあ、その実証機関の選定はと言われると、結局ずっと一者応札が続いていて、かつ、同じところがずっとやっている。しかも、その同じところがやめちゃうと、もうその事業自体が、分野自体が停止になるということになるので、だとすると、結局これ、実証機関ありきでこの事業を回しているんじゃないんですか。しかも、特定の実証機関ありきでこの事業を回していませんか。だとすると、やっぱり現場のニーズを酌み取れてないというのも、そこにあるんじゃないんですかというふうに言われたら、そのあたりはどうでしょう。

○説明者 御指摘ありがとうございます。

最初の実績が、7ページのグラフで実績が落ちているのではないかという点でございますが、実はこれにつきましては、8ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、この実証技術のうちの65%ぐらいをこの6番目のヒートアイランド対策技術分野というもののうちの建築物外皮による空調負荷低減等技術というものが占めているところでございまして、これの影響があるのかなというふうに考えているところでございます。実際この分野の実証技術数は、平成20年度に77技術をピークに減少傾向にあるということが原因でございまして、平成23年にこのうちの屋根、屋上用高反射率塗料がJIS化されたことから、試験方法等が明確になり、26年度から本事業の実証対象技術から外しておるため、実証申請数が減少したものというふうに考えているところでございます。非常にこれは数が多く申請されているものがあるので、ちょっとその影響もかなり多いのかなというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の御質問でございますけれども、潜在的ニーズが酌み取れていないのではないかという御質問があるところではございますが、こうした今後のどのような技術を対象にするのかといったことにつきましては、先ほど技術分野の設定のところについて御説明させていただきましたが、開発者へのアンケートですとか、行政の状況の文献調査などにより、状況を把握しているというところでございましたが、確かに御指摘の御意見のとおり、必ずしもそれが今まで十分だったかというところについては、反省する課題だというふうに考えております。そこで、今年度におきましては、まず、都道府県、政令市に対してこうしたものに対するニーズ等についてアンケート調査を行って、今までは割とどこかでこういう関連する技術があるよとか、そういったいろんな情報を断片的に把握しながら言っていたところもありましたので、今回は悉皆調査でそういったところをしっかりとサーベイをするようなこととしてニーズを把握に努めようというふうに考えているところでございます。

それから、3点目でございますが、実証機関の選定のところで、同じところで競争性がないのではないかという御指摘につきましては、お手元の資料の17ページをご覧いただきたいと思っております。ここに実証機関の選定プロセス及び業務のフローについて書かせていただいております。17ページの上段にその選定プロセスを模式させていただいておりますが、環境省におきまして、技術分野、想定技術数、予算、それから事業内容、選定の観点等を示して公募いたしまして、実証運営機関における形式審査を行った後に、実証運営機関のもとに設置する専門家から成る運営委員会においてヒアリング審査等を経て、最終的に環境省において確認、実証機関として決定しているところでございます。

また、実証機関の業務フローにつきましては、その下のほうにございますけれども、実証要

領の作成、実証申請の受け付け、形式審査、技術実証検討会での申請書の審査等々から成っておりますけれども、当該検討会には環境省の職員も参加する、また、環境省が節目節目に関与しておりますので、実証機関に丸投げというような状況ではなく、環境省もしっかり関与しながら業務をしているものでございます。

先ほど申しましたが、実証機関に申請者が申請するという御発言もございましたけれども、こちらのほうの説明十分、舌足らずなところもございましたけれども、4ページの図にありますとおりに、募集自体は環境省のほうでホームページで行っております。ただ、作業の都合上、その申請書等の送付先を実証機関にしているというところがございますので、そこでなあなあということはないのかなというふうに考えております。ただ、一者応札が続いているということにつきましては、これはこれを経験することによって、ほかの機関に比べてどうしても今までやってきたところがアドバンテージがあるというようなことかなということでございます、お手元の資料の20ページに、それへの対応について。

○森本官房長 もうちょっと簡潔にお願いします。

○説明者 はい、すみません。20ページに、③のところに書かせていただいておりますけれども、ほかのところもしっかり応募できるような環境を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員 時間もあれなので、手短かに申し上げますけど、8ページのところで、ヒートアイランド対策技術分野のところがある程度確立してしまったので、そこからの応募者数が少ないというのであれば、やっぱりこの事業のニーズはもう既にある程度、この事業の役割というのは、ある程度終わったんじゃないですかという評価になっちゃうんですね。過去にどれくらいあったかじゃなくて、これからどうなるのかというのが、実際この事業評価においては大事でありまして、過去、立派なことをやりましたというのは、それはそうかもしれないんですけど、じゃあ、この事業を継続するんですか、このままでというのが今問われているので、したがって、399、過去に件数があったということは、これからも同じ事業を続けていいという理屈にはならないということと、それから、あと、先ほどあった自分たちが関わっているということもわかるんですが、ただ、やっぱり基本的に順番はあれですよ、まず、実証機関が選定されて、その実証機関が選定されたことを踏まえて、次に、事業者が応募するということになりますから、実証機関ありきだということには変わりはないわけでありまして、選定プロセス、幾らきちんとやっているとはいったって、一者応札であるという事実には変わりはないというこ

とになりますので、やっぱりこの体制、ちょっと今のままでいいのかなというのは疑問として残らざるを得ないんだと思うんですね。

あと、ちょっと最後に一つ、先ほども一つ答えられた質問なんですけど、政令指定都市にアンケート調査を実施されているということなんですけど、それは今年の予算でどういう形で行われていて、今後どういう結果がこの事業に反映されるというふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○説明者 ありがとうございます。

先ほどの1番目の御指摘でございますが、もう既にこの分野は終わったんじゃないかという御指摘ですけれども、これはこの分野の中の一部の屋根用高反射率塗料のみがJIS化されたということなんですけど、ほかにも窓用日射遮蔽フィルムなど、この分野に該当する技術はほかにもございますので、まだこの分野全部が終わったというわけではないという認識でございます。

○説明者 それから、まずは、実証機関が最初に選ばれて、この事業を回しているという御指摘につきましては、こちらといたしましても、先ほど室長から申し上げたとおり、今後実証のニーズ等を適切に踏まえまして、分野の見直しも視野に入れて検証を行い、競争性が確保されるような例えば分野設定ですとか、そういうようなものにできるように検証してまいりたいと考えております。

また、最後に、佐藤先生から質問のありました政令指定都市へのアンケート等につきましては、わかりやすいところでいうと、4ページ目をご覧くださいと思います。4ページ目の実証運営機関というマネジメント機関で、事業普及のための企画、立案として記載しております。今年度は地方自治体と例えば本事業をどうコラボさせていくとか、あとは、地方自治体に例えば相談等がどんなものがあるのかと、そういうようなものを都道府県と、あと、政令指定都市に対してアンケートを行っております。ちょっと現在集計中ではございますが、それを今後の事業運営に生かしてまいりたいと考えております。

○森本官房長 それでは、次は、関先生、河村先生というふうにお問い合わせしたいと思います。

○関委員 ありがとうございます。

今大体件数の伸びが鈍化していると、この辺、ニーズがどうなのかというようなお話もありましたけれども、一つ、その件数を成果指標として掲げられて評価をされているようなんです。件数もちろん大事だと思うんですけど、私、若干違った観点から、重点化が必要じゃないかなと思うんですね。要するに環境に優しい技術であれば何でもいいです、ウエルカムですというスタンスでいくのか、それとも、環境にプラスの影響を与えるインパクトの大きなもの

を選んで、政策効果として大きいと認めたものに絞ってやるとか、そういうこともあっていいんじゃないか。むしろ、本来であれば、この制度はそっちを目指して運営したほうがいいんじゃないかという気がいたします。そういう意味で、評価の指標として件数を挙げていますけれども、そのあたりを見直す考えはないかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一点は、今後の展開ということで、海外展開へのサポートというのが書いてあったと思うんですけども、これはサポートを具体的にどういうふうにやっていくのかお聞きしたいと思います。ニーズがどういうところにあるかを紹介するというようなことが書いてありますけど、もう少し具体的に計画について教えていただきたいと思います。以上、2点です。
○説明者 御指摘ありがとうございました。

関委員の1番目の御指摘でございますが、評価指標として件数も大事だが、重点化が必要ではないかという御指摘でございますけれども、まず、ここで定量的に把握できるものをなかなか出していった場合に、我々としてはどれだけ実証したかという件数しかなか定量的には出せないのかなということで、次善の策ということで、件数というものを指標として掲げさせていただいております。ただ、インパクトの大きなものに絞ってやるべきではないかという御意見につきましては、これまでも確かに、先ほど示したような観点から、対象技術分野を設定してきたところでございますけれども、今後さらにいろいろなニーズですとか、シーズ、それから、そういった調査を行いまして、よりそうした枠組みをそういうふうな観点から、例えば分野の見直しも含めまして検討を進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

○説明者 続きまして、二つ目の御質問の海外展開のサポートについて、どのようなことを考えているのかということについては、まだ具体的にどうこうという話はこれから検討する予定なんですけど、一案としては、例えば要はこちらの実証報告書が性能の証明になっておりますので、それを例えば英訳ですとか、外国語訳することを例えばオプションとして示すなど、そうしますと、例えば東南アジア等ですと、そのまま、日本語、当然読めませんので、皆さん、なので、すぐに売り込みができるようになるのかですとか、あとは、例えばJICA等とも協力をできるというように、間に入ったりですとか、そのようなことを現在考えております。

○関委員 ありがとうございます。ぜひ今後に向けては、そういう戦略的な視点、あるいは重点志向、そういったものも盛り込んでいただきたいと思います。例えば環境省として今進めている今後3年間の重点施策、こういったものに関連する技術を対象にするなど、何か単に件数だけを競うとか、増やすとかということではない将来的な方向を見出していきたいなとい

うふうに思います。

○森本官房長 それでは、河村先生、お願いいたします。

○河村委員 すみません、御説明ありがとうございます。

問題意識は、佐藤先生がおっしゃったのとほとんど共通なんですけれども、やはり事業の実施体制にちょっと問題があるんじゃないのかなと。だからこそ、どうもちょっとこのパフォーマンスがどうも伸び悩みのようなところもあるし、ここの実際の実績に出てこない潜在的な新しいニーズがあるのに、そこをうまくすくい取る仕組みになってないんじゃないかなという気がいたします。御説明くださった2ページのパンフレットを見ると、一番左下に事業の実施体制というのが出ていて、環境省が一番左上にあって、実証運営機関、実証機関、実証申請者というふうになっているんですね。ところが、これ、レビューシートの一番最後のページのところに、支出者上位の10者リストというのがあって、この実証運営機関についてもこの株式会社エックス都市研究所さんというところが一者応札だと。各実証機関、その下にも出てきますけど、全部ずらっと一者応札だと、各分野について一者応札が続いていると。過去のところを数字を下さいというふうにお願ひしたら、過去の応募数ということで数字いただいたんですが、ほとんど1、1、1、1、もう各分野に固定した実証機関がいるような、そういう形になってしまっているんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、やっぱり私も佐藤先生と同じで、実証機関ありき、もう、それから、特定の分野ありきになっちゃっていないのかなと。それが固定化しちやっているんじゃないのかなというふうなことを思います。

ですから、これ、もう枠組みを抜本的にちょっと変えたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども。4ページのところで、実施体制というところで御説明は下さって、技術の募集というのは直接環境省でやってくださっているという御説明なんですね。けども、じゃあ、これが、技術を募集したところが実際に実証機関を募集する段階になって、どう影響しているんでしょうかね。技術の募集があつて、最初、これから今年はこの分野について重点的にやるべきという考えが最初にあつて、初めて実証機関、じゃあ、どの分野についての実証機関を募集するというのがあつてしかるべきんじゃないかなと思うんです。そのあたりはいかがでしょうか。

○説明者 御指摘ありがとうございます。

技術募集につきましては、これは分野見直しをした後に、こういう技術分野ということで、実証機関を募集しまして、その後に、その技術分野に対しまして、その技術の募集をするという形となっております。先ほどから特定の分野が固定化されているのではないかという御指摘

もごさいますので、この資料の20ページのところにござさいますように、事業の枠組みの改善と
いうことで、今後実証ニーズの適切な把握も含めて、メーカー、団体等へのヒアリング、アン
ケート調査を行い、実証ニーズを適切に把握し、実証の件数等を踏まえまして、分野の見直し
をしていきたいというふうに考えているところござさいますので、そういった形でしっかり見
直しを進めていきたいというふうに考えているところござさいます。

○河村委員 すみません、やっぱりそういうところの部分の見直しが対象分野を毎年、ある意
味、機動的にというか、ニーズに即して選ぶということが、正直申し上げて、できてらっしゃ
らなかったんじゃないかと思うんですね。過去5年間の実証機関の応募数とかって拝見すると、
結局ほとんどの分野が固定してやってらっしゃいますよね。もっと入れかわりがあってもいい
んじゃないのかな。それから、私なんて素人だから、専門的なことはわからないんですけど、
ヒートアイランド対策って、もう本当にこの国にとって喫緊の課題だと思いますけど、二つの
分野しか出てきてない、ほかはないのかなという感じがします。ですから、そういうところの
取り込みが不十分なんじゃないか。それをしっかりやっていただくためには、この4ページ
のところの文中にある枠組みというのは、正直申し上げて、大きく変えられたほうがいいんじ
ゃないかなというふうに思いますね。ですから、申請者から技術を募集するときに、今実証運
営機関の位置づけというのがすごく曖昧、運営委員会の位置づけもとても曖昧で、何かテーマ自
由枠のことだけここはなさるのかなという感じがするんですけど、そうじゃないんじゃないん
ですか。ですから、環境省が直にされてもいいし、実証運営機関を通じてやられてもいいかも
しれないんですけども、やっぱり最初にまず、ニーズ、先ほどアンケート調査の話もあって、
ぜひそういうところもやっていただければと思いますけれども、どういう分野についてやるべ
きかというところをきちんと検討する枠組みを整えて、その上で実証機関を選定するというふ
うにやっていただかないと、せっかく貴重な予算をつけてやってくださっているのに、これだ
と実証機関ばかりが何か毎年毎年続けて国から仕事もらえていいなみたいな感じになってし
まいかねない。そういったニーズがうまく酌み取れたものになっていないからこそ、一番最後
の結果として、この環境技術実証事業って、こういうロゴもあるんですけど、本当に申し訳な
いけども、私、このロゴ見たことなかったんですね。この今回、この公開プロセスで担当して、
始めて拝見させていただいて、全然やっぱり国民一般に普及は進んでいないんじゃないか。も
う少し枠組みを抜本的に見直して、本当に役に立つ技術も普及して、各取り組んでらっしゃる
企業の方にもメリットがあり、私たち国民にもメリットがありというふうにしていただ
きたいというふうに思います。

以上、意見です。

○森本官房長 それでは、石堂先生、稲垣先生、そして関先生と、こういう順番でお願いいたします。

○石堂委員 いろいろ御議論があるようなんですが、私はこの施策というのは、ほかの分野も含めて、技術開発した人がいて、それを何とか普及させようと、その開発者自身が考え、それをユーザーが、ああ、こういうものがあるのかって使っていくという、そういう図式であって、単純に考えれば、要するに市場の機能に任せればいい分野でないのかなという気が非常に強くするんですね。そこに国が特別なものについてお墨つきを与えると。これ、一つ、有効な部分あるかもしれませんが、今いろいろ御議論を聞いていても、そこに、プロセスにまた問題があるように思うんですね。まず、分野が幾つか特定されている、この3ページの資料にあるようにあるんですけども、本来こういう施策を打つについては、環境省が日本の環境対策としてどういうものが重要かという重要分野、そこに注力すべきだというふうに思うんです。それで合っているのかというのも一つの疑問であります。

それから、ここの3ページを見ていきますと、対象技術分野という言葉がありまして、対象分野でなくて、その中でこういう技術を欲しいんだというふうに、技術分野を特定している。それで、欄の小さい字で、対象となる技術分野の例というのがあったりして、どんどんどんどん細かい技術が評価対象になるんですよということが書かれている。そうすると、それにはないものは、もう最初から門前払いになるというふうにも見られるんですね。

それと、先ほど河村先生も御指摘していたように、実証機関がずっと固定化しているということに関連づけて考えると、要するに実証機関が得意とする分野にだんだんだんだん特定されていっちゃっているんじゃないかと。あるいは、分野が非常に最初から固定されているから、それに得意な実証機関が1社しかないという状況になっているんじゃないかなという感じすらするんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○説明者 御指摘ありがとうございます。

まず最初のこうしたものについては、市場の機能に任せておけばいいんじゃないかということなんですが、これは、実際に最初にこの本事業の目的のところでも御説明させていただいたとおりでございまして、なかなか名が通ってないと、実際にその技術を導入するときに不安で、それを採用しにくいというような意見もたくさんございまして、実際に実証した機関のところからも、環境省のこの事業で実証してもらったので、実際に買い手が安心して買ってくれたという御意見もありますので、そういった観点からは、この事業は一定のそういった技術の普及

に対しての効果があるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、重点分野に合っているのかどうかということにつきましても、これにつきましては、実際にニーズ等も踏まえて設定させていただいているところでございますので、あるのかなというふうに思っておりますが、細かいところまで言っているんじゃないかということなんですが、実はこの事業は、例えばJISとか、その効果を評価する手法とかが確立してないような先進的なものもたくさん扱っているものですから、一定程度のこういった方法で、この手の分野のものは、環境改善効果を評価したらいいんじゃないかというものをやはり確立していかないと、なかなかその評価が難しいのかなというところもありまして、これまで分野を設定して、まず、その評価手法をこの分野としてこういったことを証明できれば、ある程度その効果を客観的に見ることはできるのではないかというふうなこともございまして、非常にその分野設定をして進めさせていただいたというところがございます。

ただ、これまで十数年、この事業を進めてまいりまして、ある程度ノウハウもたまってきたところもございまして、そういった今までの経験を踏まえまして、今、昨年度から実施しておりますテーマ自由枠等でいろいろな分野に対応できるように、今検討しているところでございます。

○石堂委員 ありがとうございます。

ただ、結局、多分考え方が根本的に違うんだろーと思えますけども、開発者はもちろんリスクを負っていますし、それを使ってみようかなというユーザーもリスクを負うのは当然だと思うんです。その中で、どれが選ばれていくかというのが市場の機能だと思うんですね。国がお墨つきを与えたからこれは大丈夫だということも一助にはなるかもしれないけども、それで、いわば選定過程がはっきり言うと不透明だという中であって、そこで選ばれたものだけが何か特別利益を得るといえるのはいかがかなというような感じもしますし、今の御説明を聞いても、例えばこの12ページにあるように、結局フォローアップのアンケートをやって、その結果、よくなったというのは半分程度だという話になれば、そんなに思ったほどの効果は上げてないんじゃないかなというふうにすら思います。

それから、私、市場に任せるべきではないかといったときに、いただいた資料の2ページで、環境技術について、開発者でも利用者でもない信頼できる第三者機関がという表現が、これに非常にかちんときたんですけれども、本来その技術がいいという、最も信頼できる意見を出せるのはユーザーでないかと思うんですね。使ってみたらよかったということが最も信頼できるものであって、これ、いいですよというお勧めをいただかなくて、いいものは使われてい

くというふうに考えるべきではないかなというふうに思います。これ、ちょっと考え方が違うようですから、お答えというものは必要ないと思いますけど。

○森本官房長 それでは、そろそろ各委員におかれましては、コメントシートを書きながらお願いしたいと思います。

それでは、稲垣先生、お願いいたします。

○稲垣委員 ほほほかの先生と同じような意見なんですけど、まず、一つは、7ページのところで、これだけ件数が少なくなってきた。先ほど室長さん、ヒートアイランド技術のこれはということをおっしゃったんですけど、少なくなっているということは、分野の見直しとか、求められている分野が変わってきているということは一度検討されたほうがいいのかなというふうに思いました。

それと、二つ目は、やはり実証機関の問題ですね。以前お聞きしたときと比べて、4ページの資料が出てきているものですから、大分わかりやすくなったんですけど、やはり環境省が技術募集して、申請者をやる。その申請者に対して、この技術の分野については、こういう実証機関もありますよという紹介をしたりすることになると思うんですが、一番やはり問題は実証機関が1社しかないというのがどこも大きな課題だと思います。ここの分野を見てみると、別に全国見れば1社ということはないと思うんです、実証する機関はですね。だから、環境省がやるべき仕事は、私は実証機関の育成とか、そういうことに力を入れるべきじゃないかなというふうに、これを見ると、思いました。これからいろんな分野がまた環境問題は必要になってきますので、いろんな分野の技術を実証できるようなものをやれば、申請者もそのリストの中で、自分のところ、どっかにやってもらおうといえ、一者応札にならんわけですから、そういうことも必要じゃないかなというふうに思いました。

それと、どうしても苦になるのは、室長さんが名が通ってない優秀な技術を世に出すためにはというのは、これはよくわかりますけれど、商売なんですよ、皆さん。それやったら、分析費用とか、そういうようなものというのは、申請者が負担してもいいんじゃないのかなというふうに非常に思いました。その辺がちょっと苦になりました。費用負担、国の負担体制のところ、6ページですか、6ページの測定・分析、申請者、費用負担（手数料等体制）、国等の負担、国がある、これはどんな割合になっているのかね、分析と試験に伴う消耗品、この辺の割合を、これ、申請者ばかりでもいいんじゃないかなという気がせんでもないんですけど、その辺をどういうふうに考えてみえるのか、教えていただければと思います。それぐらいかな、そうですね。

要は僕は実証機関が1社になつるとというのが大きな課題ですので、この制度を見直されるんだったら、実証機関の育成ということが大きな課題じゃないかなというふうに思いました。

○説明者 御指摘ありがとうございます。

確かなかなか実証機関が1社でなくて、また今後分野、テーマ自由枠というものも進めていかなきゃならないということだと、やはりその実証機関になるようなところをしっかりと育成していく必要はあるというふうに認識しているところでございまして、今後、ISO14043もできたこととございますので、そういったことの普及とあわせて、この実証機関になり得るような機関に対して、しっかりと育成をするようなことをさせていただきたいというふうに考えております。

それから、あと、6ページのコスト負担の関係でございますが、基本的にある程度確立された分野につきましては、ほぼほぼ試験実施に関わる費用につきましては、申請者が負担ということになっております。これが大半、大体の部分が試験実施に係るところは負担になるのかなというふうに考えております。

○稲垣委員 これが変わってくるわけですね、この6ページ。

○説明者 はい。この費用負担というの、国負担体制というのは、あくまで技術分野が初めて取り扱うような分野で、どのように評価したらいいのかということがまだ十分確立してないところに対しまして、これまで国負担体制ということで、その試行錯誤もあるということもありまして、やってきたんですけれども、もうある程度確立しましたら、もう基本的にはもう手数料で試験費用は申請者の負担ということになっていきますので、あとは、委員会を運営するような、そういう費用だけ国が負担というような形になっておりますので、国の負担はそれほど大きな形にはなっておりません。

○説明者 すみません、あと、実証機関の育成について少し補足なんですけれども、先ほど室長から申し上げたとおり、ISO14034において、一応実証機関がどういう要件かという定義がございまして、ISO17020という適合性評価、検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項というのがございまして、その要求事項を満たしていることというのが要件になっております。そのため、今年度、ちょっと4ページ目の体制図には、今年限りの話なので、書いてはいたのですが、その17020に適合するにはどうすればいいかという研修プログラムを今年度作成しておりますので、そういうようなものをつくりまして、実証機関を今後広めていければいいなど考えております。

○森本官房長 取りまとめ結果をいただきましたけど、佐藤先生。

○佐藤委員 1点だけ、手短かに質問なんですけど、20ページの最後に、今後の対応というところで、幾つか改革案というか、見直し案を出していただいているんですが、これ、工程表はどうなっているんですか、つまり、いつまでという話ですね。例えば連携であれ、技術の普及であれ、どういうタイムスパンでこれらの見直しを進めていく、環境省さんとして、この時点でどうお考えなんでしょう。

○説明者 まず、技術数の増加の一部公共団体等へのアンケートについては、今年度、今現在集計中でございますので、これについては、今年度中にできるところから連携を進めてまいりたいと考えております。その他、技術の普及活動につきましても、今年度、追加で新たにユーザー等へのセミナーをやって、対応してまいりたいと思います。あとは、メーカー団体等へのヒアリング、アンケート等につきましても、これから今年度中に行い、今年度中に、少なくとも分野の見直し等をどうすればよいのかというのを有識者会議等で検討を行いたいと考えております。

○稲垣委員 よろしいですか。

○森本官房長 じゃあ、お願いいたします。

○稲垣委員 先生方からいただいた結果について御報告させていただきます。

廃止がお一人、2番目の事業全体の抜本的改善5名、以下、事業内容の一部改善と現状どおりはございませんでした。

その中で、主な意見であります、これも先生方言われた中で、やはり実証実験、実証機関ありきになっている事業になってないかどうかということで、実証体制の再確認、再検討が必要だろうという御意見がございました。それと、分野が今の社会のニーズに合っているかどうか、こういうことも一度見直す必要があるだろう。それと、制度設計を、イノベーションを誘発するように制度設計の再検討をすべきだという意見であります。それと、これも同じような意見ですが、実証機関が固定化していること、件数が頭打ち傾向になっていることを見ても、やはり事業として続けることについては疑問があるということで、これは見直しをすべきだという御意見であります。ほかの先生も、やはり実施体制の枠組みが非常に問題があるという御意見であります。それと、特定の実証機関になっている、一者応札が目立って、競争性が担保されていない。それと、実証した事業のフォローアップが十分なされていない。やはり今後見直す場合にはロードマップをきちっと策定して、期限を定めてきちっと見直すべきであるというような意見であります。

それで、先生、よろしいですか。

以上です。

○森本官房長 どうもありがとうございました。

本事業の評価は、そういうことで厳しくいただきましたので、それを踏まえての対応をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

実は、その次の回から関副大臣が同席させていただきます。ちょっとおりてくるまで時間がかかると思いますので、トイレ等ございましたらよろしく願いいたします。

午前11時30分 休憩

午前11時34分 再開

○森本官房長 では、事業番号3に移らせていただきますが、その議論に移る前に、山本行革担当大臣、お見えてございます。また、関副大臣、お見えてございます。じゃあ、代表いたしまして、関副大臣のほうから御挨拶申し上げます。

○関副大臣 環境副大臣の関でございます。今日は、外部有識者の委員の皆さん、誠にお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

この行政事業レビューでございますけども、非常に大切なプロセス、公開プロセスでございます。各府省それぞれが予算の執行の状況をしっかりとチェックしていこうということでございますので、私も非常に重要な位置づけだと考えております。国民の方々に透明性を持った説明ができるということと、また、効率的な予算の執行というところ、非常に大きなポイントだと思いますので、今日は皆様からいろいろな御意見を賜りまして、それをまたしっかりと踏まえた上でこれからの予算の執行のところを本当に一番いい形でできていきますように、よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、審査に入っていただきます。事業番号3、アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業でございます。

じゃあ、まず、担当部局から5分程度で事業の概要の説明をお願いいたします。

○説明者 担当いたします国際協力推進室長の吉川です。

資料3-3に入っておりますパワーポイントの資料に基づきまして、事業の概要を説明させていただきます。

資料を開きまして、最初のページ、2ページをご覧ください。まず、このコベネフィット型環境汚染対策、あるいはコベネフィット・アプローチとは何かでございます。この絵の上でございますように、環境汚染対策と温室効果ガス対策を同時に達成するという取組手法です。具

体的には、例えばボイラーや発電所の燃焼効率を改善する、石炭から天然ガスに燃料を転換する、排水処理の際にメタンガスを回収するといったような技術が該当いたします。いわば一石二鳥の環境対策でして、コストを減らすと、燃料を減らしたりできますので、そういうメリットも期待できるので、我が国の地球温暖化対策計画の中でも、途上国支援の一環として、その推進を強くうたっているところでございます。

この事業の始まりでございますが、冒頭の背景に書いてありますように、平成24年の冬から25年にかけて、中国で大規模な大気汚染が発生いたしました。日本にもその影響があるということで、大きな問題になりました。いわゆるPM2.5ショックというものでございます。これを受けまして、政府を挙げて、日本の技術、経験を活用したコベネフィット型の環境汚染対策をアジアで普及させようという取組として、平成26年から30年度までの5カ年の事業として開始をしたものでございます。

この事業の中身は、大きく、この2ページの下にありますように、三つに分かれます。一つ目が二国間協力、二つ目が国際機関との連携、三つ目が都市間連携といったものでございます。それぞれ実証事業ですとか、人材育成支援、制度構築の支援等々を実施しているところでございます。

続きまして、3ページ、ご覧ください。この事業の全体目的と基本戦略について説明いたします。この事業、2ページで見たように、多岐にわたっておるわけですが、全体の目的としましては、アジア地域の環境汚染の改善、特にPM2.5が契機になっているということもあり、広域の大気汚染対策を特に重視して、この改善を図るとというのが全体の目的でございます。これを実現するための個別の目標としまして、まず、コベネフィット型の環境汚染対策をまずアジア各国で認知をさせると、そして、それが現地で普及するための種、これは具体的には技術のみならず、人材ですとか、現地での制度づくりも含まれます。これを各国にまいていくというのが一つ。それから、二つ目の目的が、アジア地域において、こういった広域的な大気汚染もそうですが、環境問題について共同で議論をする場というのはなかなかございません。なかなかそれぞれの立場が対立するところが多いところでございます。そこで、広域的な環境問題につきまして、問題意識を共有しまして、共通の取組を始めるための場をつくる、そのスタートをしよう、これが目的でございます。

これを踏まえました、基本的戦略、3ページの下にございますとおり、アジア各国にアプローチするためには、日本という国と相手の国という国対国だけでなく、例えば友好都市のつながり、国際機関、あるいは国際NPO、現地で活躍しているものでございます。こういったさま

ざまな既存の枠組みを活用して、重層的な働きかけを行うことが重要である。国対国では、なかなかメンツがお互いにかち合って進まない話も、こうやって既存の友情の輪を使っていけば進んでいくのではないかということで、これを戦略の一つとします。もう一つは、これはコベネフィットという技術は、最終的にはコストが見合うはず、燃料の削減ということになりますので、ですので、アジア各国で自律的に普及していただきたいと考えております。このため、特に現地での事業者の実証事業の参加ですとか、現地の政策担当者、現地技術者の能力構築支援というのに力を入れております。

続いて、4ページをご覧ください。この中で、三つの事業の関係、特に国際機関の役割について整理させていただきました。この三つの事業について、これ、三角形の絵を描いておりますが、特に二国間協力や都市間連携では、現地のフィールドでいろんな成功事例が出てまいります。こんな実証事業がうまくいったというような、それを国際機関に集めまして、その発信力、例えばサイエンスパネルですとか、政策フォーラムといったものを活用しまして、他の国や他地域に広めていく。あるいは、逆に国際機関でそういった情報を使ってつくりました能力の構築のマニュアルといったものを二国間協力や都市間連携のフィールドで活用するといったようなつながりをつけていこうとしております。

続きまして、5ページでございます。この事業、多岐にわたりますので、事業のお金の流れについて、見やすく整理したものを用意させていただきました。このような形で執行しているところがございます。これ、28年度の実績でございます。

それから、6ページ以降は、本事業のそれぞれの分野についての詳しい資料でございます。詳細な説明は割愛させていただきますが、それぞれ今後の展開について、30年度、最終年度でございますので、どうしていくかということを考えております。二国間協力につきましては、特に事業者のコストの削減メリットをわかりやすく示しまして、現地での技術の普及を図る、働きかけを行う。二つ目に、国際機関との連携につきましては、せっかく始めた枠組みですので、今後アジアで自律した地域枠組み、政策枠組みとして発展していくように、日本以外の国の拠出や外部資金の獲得を目指していく。三つ目の日中都市間連携につきましては、優良事例が出てまいりましたので、これをほかの都市に横展開していくとともに、相手国、中国側にも負担を求めていきまして、日中それぞれの相互利益となるような取組を目指してまいろうと思っております。

事業の説明は以上でございます。

○森本官房長 それでは、事務局のほうから、当該事業の論点について説明をいたします。

○鳥居会計課長 本事業につきましては、三つの論点がございます。まず、一つ目でございます。二国間協力や都市間連携は、相手国における環境対策の推進に有効な事業となっているか。事業の対象者、これは国とか地方政府がございませうけども、あるいは事業の内容、これには技術実証だとか、制度構築支援等がございませうが、そういうものは適切か。二つ目の論点は、国際機関との連携は、環境対策で本来すべきことに結びついているか。最後は、本事業の成果をどのようにして横展開していくのか。

以上でございます。

○森本官房長 それでは、質疑に入っていただきたいと思います。また立て札を立てていただければというふうに思います。

それでは、最初に、奥先生から。

○奥委員 御説明ありがとうございました。

非常に限られた時間で、十分に御説明いただけなかった点もあるかと思いますが、本事業は三つの柱から成るということで、その三つの柱の関連性をスライドの3ページ、4ページで非常にきれいにわかりやすく整理していただいております。こちらを見ますと、三つの柱が有機的に連携する中で、全体としてのこのコベネフィットを上げていくという、そういうストーリーが描かれているわけですが、後ろのほうの、この同じ資料の後ろのほうで、各柱ごとの詳細な説明が載っておりますけれども、そちらを拝見すると、この三つの柱が、じゃあ、具体的にどういうふうにつながって相乗効果を引き出したのか、そのあたりが詳細な資料のほうからは見えないんですね、よく見えない形になっております。そういう意味で、特にその論点の二つ目と関連すると思いますが、国際機関と連携しつつ、そういった情報発信もする中で、情報発信の中身の部分については、二国間連携であったり、都市間連携であったり、さまざまな実証をする中で水平展開が図られていくような、そういった成果が得られ、そして、国際的にも発信していく。日本の技術の採用にもつながっていくというようなことに、ストーリーとしてはなるんだと思いますが、実際はそのようになっているのか。この具体的な取組事例が幾つも紹介されていますけれども、この三つの柱がうまく連携してこういった具体的な取組につながっているんだというところをもう少し詳しく御説明いただきたいというのが一つです。

それと、もう一つあるんですが、この事業は平成30年度で終了ということになっておりますけれども、特に今後の水平展開にも関わる場所ですけれども、これまでの成果をどのように総括して、今後、30年度以降に結びつけていくのか、その辺の展望についてお話しいただきたいというのが2点目です。お願いします。

○説明者 ありがとうございます。

国際機関等、他の事業との特に関わりについてがポイントかと思います。14ページに、UNEPで今行っている作業の一つとしまして、サイエンスパネルというものを置いて、そこで科学的知見の集積をしているという紹介をさせていただいております。ここで、この二国間ですとか、都市間連携での成功事例も、そういった事例も含めて情報を収集して、ぜひUNEPとしての発信をしてもらおうと考えているところですが、これ、2018年に公開予定ということで、現在まだパネルでの作業中ですので、そういう意味では、いわゆるこの三つの事業の成果は回って、アウトプットが出てというのは、これからそういう収穫の時期が来ると思っております。ただ、御指摘いただいたように、そこをちゃんとばらばらにならないように力を入れていく必要があると考えています。18年にしっかりしたものをUNEPとして出してもらおうというのが必要だと思っています。

それから、今後の発展、横展開につきまして御指摘をいただきました。例えば日中都市間連携をちょっと一つ例にとらせていただきます。これでは、25ページに、今行っている日中都市間連携の協力内容の一覧がございます。ここにございますように、それぞれの都市同士のペアでは、モデル事業、共同研究、訪日研修といったような、いろんな取組をしているところですが、その中で、研修や人の交流を通じて、じゃあ、共同研究をして政策を考えようですとか、さらに、実際に機械を入れてモデル事業をやってみようといったような展開が進んで、福岡県の事例ですとか、川崎市の事例といったものがだんだん形成されていっております。こういう形で、同じような事業を毎年繰り返す、これからも繰り返すということではなく、成果を踏まえながら、次のステップ、より実際に現場で役に立つような取組に集約していく、あるいは相手の国のいわゆる成長のレベルですとか、環境対策のレベルも上がってまいりますので、それに応じて取組をさらに方向性をブラッシュアップしていくということにしていきたいと考えております。

○森本官房長 それでは、関先生、佐藤先生の順番でお願いいたします。

○関委員 ありがとうございます。

3点ほど伺いたいと思います。今、奥委員の御質問の中にもありましたけど、やはりこれは成果をきちんと評価をして公表していくという、見える化していくということが非常に大事だと思うんですね。これだけ大がかりな事業なので、なかなか簡単ではないかもしれませんが、それは絶対必要なことだと思います。

それに関連して、レビューシートのところの中に、恐らくこれがそうかなと思うんですが、

東京大学に総合評価について、評価指標の開発というのを1,100万円ですか、委託をしている。これ、具体的に何をされているのか、あるいはどういう評価指標が検討結果として上がってきているのかということをお伺いしたいと思います。これが1点。

それから、2点目は、このプレゼンの中にも、いわゆる日本の技術が紹介され、市場にどんどん入っていくと、海外に展開していくと、これを後押ししようということが何度も出てきていますが、実際にこのプロジェクトの中で具体的に日本企業の技術が市場に紹介されて、一定のビジネス規模になったというような事例があるのか。細かいのはいいんですけど、何か大きなもの、代表的なものがあれば、それを教えていただきたいということです。

それから、3点目は、今後の展開なんですけれども、平成30年度までということは、もうすぐ到来すると思いますので、これだけ幅広い、3本柱の事業がある中で、今後の31年度以降の事業ポートフォリオというのをどういうふうに考えているのか、どこに一番力を入れていくのか、思い切って削減すべきところはどこなのか、そのあたりのお考えを聞きたいというふうに思います。

以上、3点です。

○説明者 ありがとうございます。

まず、この評価の取組なんですけど、東京大学のこの調査というもの、28年度から始めまして、29年度、今年の2年くらいでやろうということで今進めております。これ、何をしようとしているかと申しますと、従来、私ども、これ、CO₂の削減量、これはまず評価として使えるが、それ以外の環境負荷の削減効果をどうやってあわせて評価するのかと、同じテーブルに乗っけて評価するのはなかなか難しいということで、特に昨年度は水の浄化について、それをどういうふうに評価しようということを研究いただいています。というのは、途上国ですね、アジアで実際に水対策をしたときに、それは水がきれいになったというのをどのくらい国民の方が評価するかというのは、国によって違うところがございます。この去年の事例ですと、実際にタイの都市部ですとか、観光地、農村部等で水質浄化に対する住民の方々のいわゆる支払い意思などを調べて、何とかCO₂以外の環境負荷の削減を現地の文脈でいわゆる金銭評価して、一律に総合的な評価指標ができないかということの検討を始めております。

二つ目ですが、日本企業技術の導入例、これ、幾つかございますが、一番私どもとして効果があったのは、やっぱり日中都市間連携の中で、資料ですと30ページに出てきます。福岡県と江蘇省の連携で、現地の染色工場に今年から導入をします布の乾燥機ですね。これについて、31ページにどこの工場というのは書いてございますが、常熟市というところなんです。これは、現

地の工場がこの技術は非常によいということで、実際に売買、買うということで導入が始まりました。これで相当、32ページにございますが、CO₂の削減量、機械1台で4,600トン削減されるということで、非常に効果がある。しかも、相手の負担で導入しようという意欲を促したという意義があったと思います。これは日本の技術でございます。

それから、三つ目、平成31年以降のこの技術の展開です。これについては、31年に向けて、アジアの環境の現状を踏まえながら検討していくつもりでございますが、特に先ほど冒頭申しましたように、国際機関関連につきましては、日本だけでなく、日本の支援により最初の一步を踏み出したということで、ぜひ各国全体で支えるような仕組みができるのであれば、そうしていきたいと。それから、他の二国間協力や都市間連携については、相手国の発展状況ですとかを踏まえながら、その中で有効な協力をどこにしていこうかということを考えていきたいと思っております。あとは、この二国間や都市間の対象国につきましては、JICAなど、いろんな日本政府、あるいはほかの国等の支援もあります。その中で、日本が特に意義を見出せると思いますか、貢献できる分野というのをピックアップして、そこに力を入れていくということになるかと思っております。

○関委員 短く、今の回答についてのコメントなんですけれども、今東大のほうに委託している中身はわかりました。ただ、これはやっぱり評価シートを見ても、ごくごく一部を捉えて数値化をして、成果としているという印象が否めないんですね。ですから、この事業全体の評価ということであればもっと、定性的なものももちろん含めていただいて構わないと思いますので、一体この政策の成果は何かということをもっともっと突き詰めていただきたいなというふうに思います。

それから、日本企業の技術の浸透ということなんですけれども、個別の事例はわかりました。今後はもっと大きな仕組みづくりといいますか、例えば国際標準を日本が主導でつくっていくとか、あるいは相手国の政府の政策に、ある意味で間接的にですけども、関与して行って、そういうルール化がされる、政策化がされるという中で、日本の企業の技術が出ていくような、そういうアプローチもぜひしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、佐藤先生、石堂先生の順でお願いいたします。

○佐藤委員 今の御指摘にも関わるんですけども、レビューシートを見て、成果指標なんですけど、これはあくまでもやっぱり二国間協力だけなんです、実証研究なので、ほかの事業を

踏まえた成果って一体何なんだというのがよくわからないんですね。恐らく都市間連携は自治体にお任せというところが、多分環境省さんが自分でやっているのは多分この二国間協力だからなんだろうなというような類推するんですが、ただ、だとしたときに、この4ページで、ポンチ絵のいただいた4ページのところで、事業内の連携というのがよくわからなくなってきて、やっぱり例えば二国間協力と、今特に予算的にも大きなウエートを占め、効果的にも大きいのが多分この都市間連携のほうだと思うんですが、例えばそこに対象フィールドの分担とか、データの相互活用というのが出てくるんですが、具体的に一体どんなことをやられているのかなということ、もし何かあれば教えていただきたいということと、それから、この間、現地視察で川崎市に伺ってきて、なるほど、中国の自治体とこういう取り組みしているんだというのはわかったんですが、先ほど福岡県の事例とかにも優良事例として出てきていますけれども、こういうそれぞれの都市間連携の横展開といいますか、例えば、じゃあ、福岡と中国の自治体、あるいは川崎と瀋陽でしたっけ、瀋陽市との関係といったときに、そこで何らかのいい事例が出てきたときに、それをほかの都市間連携にはどんなふうにして横展開していくのかということですかね。そのあたりについては、どういう仕組みをこの事業は持っているのかということについて、ちょっと伺えればと思います。何となく何か自治体間でそれぞれがやって終わりというのであれば、先ほどの指摘にあった技術の普及というのもなかなか、日本の技術の普及というのもやっぱりなかなか広がらないかなと思うものですから。

それから、最後に、これ、技術の話がどうしても中心になるんですけど、最後は現場の話で、とにかく規制をかけるにしても、新しい技術を普及させるにしても、やっぱりそれがどうやって現場がそれを受け入れていくか。特に中国は確かに基準は非常に厳しいけど、誰も守らないと言うと悪いんですけど、やっぱりなかなか現場に、執行のところですよ、これ。これは技術の問題ではないような気がするんですけど、どうやって自治体が規制であれ、そういった技術であれ、現場に執行させていくかという、そこの支援は一体どんなふうになるのか。それはこの都市間連携の問題として捉えるのか、二国間プロジェクトの問題として捉えるのか、そのあたりについて見通しがあれば教えていただければと思います。

○説明者 ありがとうございます。

最初の二つをまず私から、まず、成果指標ですが、レビューシートでは、CO₂の削減量で、実際にダイレクトに削減した量だけを書いております。ただ、この事業、確かにそれにとどまらない、いろんなことをしておるわけです。例えば国際機関での取組とか、そういったものをうまく評価する指標が立てられておりません。ここはちょっと課題だと思っております。事業

につきまして、この日中都市間連携の取組なども今後、先ほど申したように、かなり出てきましたので、ちゃんと取り込めるよう、CO₂一本ではない、いろんな指標をうまくそろえる必要があるのかもしれませんが。これはちょっと課題だと思っております。

それから、この二国間協力と都市間連携の連携でございますが、まず、実際にやる場所については、これは中国の環境省とも相談して、当然かぶらないようにしつつ、公害で問題になっている都市で今重要なところというのを選んで進めているというのをやっております。

それから、データの相互活用というのは、例えば事業をやっていく中で、モニタリングのデータですとか、発生源のPMの成分分析ですとか、そういったデータというのを活用できるものはお互いに横に使うといった形でやっております。

○説明者 あと、補足いたしまして、成果指標についてですが、一つ大きな成果としましては、やはり日本の大気環境の改善というのが大きな成果目標になっております。これは、具体的にはPM_{2.5}等の環境基準達成率を上げるということでございますので、現在まだ100%には遠い状況でありますので、この日本の大気質の状況というのをしっかり見まして、その改善状況というのは、本事業の成果だけではありませんけども、本事業によって、今日本の大気質がどう変化しているかというのの一つしっかり見て、今後の環境基準達成状況に応じた今後の事業の展開というのを31年度以降も含めて図っていきたいと思っております。

それから、御質問の2点目にございました、特に都市間連携における日本の技術の横展開でございますが、一つ、事例といたしまして、資料の29ページに、昨年行いました協力セミナーの概要、開催の概要につきまして紹介をしております。このセミナーでは、中国側の日中友好環境保全センター、プラットフォームとなっているセンターですとか、あと、参加都市の代表を多く招聘いたしまして、この都市間連携における取組の事例、優良事例の紹介を図ったところでございます。それから、事例としまして、資料にはございませんが、先々週も中国の環境技術展の機運を捉まえまして、中国側の15都市の代表を集めた会合というのを開きまして、特に大きなテーマになっておりますVOCに関する削減技術に関するこの都市間連携の成果報告会、または、今後の展開の意見交換ということをしたところでございます。こういう形で、都市間だけではなくて、全ての都市間の関係者を集めたセミナー等に関しましても、この事業の中で企画をいたしまして、効率的な横展開というのを図ってまいりたいと思っております。

それから、御質問の3点目にありましたガバナンスの点でございますが、今まさに中国の大気環境政策というのは大きく進展しておるところでございますが、基準もある。それから、ガバナンスに関しましても、各自治体の権限、例えば事業者の事業執行停止をできるとか、そう

いう権限が中国の国家計画の中で担保され始めたところでございます。なので、自治体に力がある、ないしは基準もあるところでございますが、どこの事業者をどのように規制していいのかわからない、ないしはモニタリングの手法がわからないですとか、やはり技術的な課題を多く抱えているところがございますので、今は技術的な支援というのをこの都市間連携、二国間連携で進めていくのが日本の支援のあり方として一番重要なポイントだと思っています。とはいいまして、ガバナンスの点、非常に重要でございますので、例えば日本の自治体と企業間の地域協定の例ですとか、そういう日本のガバナンスにおける優良事例に関しましても、中国側からも教えてほしいという依頼もございますし、この事業の中で伝達できればいいと思っておりますし、また、国際協力の中で、例えばサイエンスレポートの作成をしておるところでございますけれども、ガバナンスについてもテーマとして設けることにしまして、その優良事例などはそこでもまとめてまいりたいと思っております。

○説明者 最後の執行支援について、もう少し私どもで具体例を挙げたいと思いますが、例えばベトナムで二国間協力をやらせていただいております。その中の一つのメニューとしまして、ベトナムで排出量届出制度というある規制ができ上がります。この規制を執行するわけですが、その規制を受ける者、すなわち工場とか、そういうところに対して、この規制ができた以降、排出量をこういうデータをもってこう計算するという排出量届出の手引書、こういうのをつかって、規制された暁に正しくその規制にのっとってしかるべきデータを提出する、そういうところまで私どもはセットでやっている例もございます。

○森本官房長 それでは、石堂先生、そして河村先生とお願いいたします。

○石堂委員 3本柱ということで、国際機関なり、二国間協力なり、都市間という分類がまず先にあるんですけれども、これ、前からこういう、これ、3本柱だったという印象はあんまり受けません。実際に行われている施策の説明を聞いてきますと、何かのきっかけで始まったもの、そのきっかけが二国間の話し合いであったり、都市間の話し合いであったり、あるいは国際機関における何か提起であったりということで、それによって行われてきたものを今全部集合するとこういう施策になるというものというふうに、これまでの説明では私、感じてまいりました。今日いただいた資料で、4ページに、その3本柱の間でどういうふうに協力していくかというようなことが書かれていて、これはこういうふうにやっていただくのは非常にいいことだと思うんですけれども、その前に、この3本柱にあんまり、3本柱でやっているんだというよりも、まず目標を達成するための対策としてどういうものが柱になるのかというのがまずあるべきであって、それを実行していく中で、この三つの関係というのがどういうふうに機能

していくかという分類にすぎないのではないかなど。ですから、今まで何をきっかけにこの協力が進んできたかということの分類は分類として、実際に連携してやっていくその連携というのは、各対策間の連携なり、そういうものがまずあるべきでないかという感じを持つんですが、その点はいかがかと。端的に言うと、例えば削減目標に掲げられている削減600トンというようなものをどういう対策で達成していこうかというものがまず示されるべきでないかなというふうに思います。

それから、原因、あるいは、これにはどういう対策が必要かということの究明ができて、それを実際に実行するには、恐らく巨額な投資が必要なものも出てくるだろうという感じを強く持ったんですが、先日、川崎に行って都市間連携の具体的な話を聞いたときに、それを質問したら、相手が中国だったわけですけど、中国はもう環境対策に物すごく熱心で、予算も潤沢にあるという話をしておりました。それで、例えば会議に10人の参加というふう呼びかけても、いや、20人行きたいと。超過分の10名については自分たちで負担して参加するというようなお話を聞きました。確かに考えてみると、もう中国は日本を上回る経済大国であって、その環境対策に日本がノウハウを提供するのは全く必要で、いいことだと思いますけども、それを日本の税金でやるという必要は本当はないんでないかと。ですから、何が言いたいかというと、各国別の協力とかの場合に、もっとめり張りをつけてやっていく必要があるのではないかと、この辺、どういうふうにお考えになるかを聞きたい。

それから、3点目は、いただいた資料の5ページに、二国間協力、国際機関、都市間連携にそれぞれどんなお金が出ているかというのが示されております。そのうち、二国間協力とか都市間連携というのは、ある程度追尾していくと、どういうことに使われたかというのが非常にわかりやすいと思うんですけども、この国際機関になると、日本が出したお金が実際どういうことに使われているかって、それがフォローできるのかというのがちょっと心配な感じがするんですね。これだけ日本に出してくださいということを書いて、出して、全体的にはこういう成果がありましたということで終わるのかもしれませんが、国際機関に対する拠出について、その用途を日本がきちんとフォローできる体制になるのかと。その3点、お伺いしたいと思います。

○説明者 ありがとうございます。

冒頭、対策の柱をちゃんと立てて事業を組み立てるべきという御指摘かと思えます。御指摘のとおり、この事業、もともと二国間協力が平成20年くらいから、この名前ではないんですけど、ございました。そのときは、いわゆるCDMという枠組みで、日本の排出削減、取組を二国

間で組み立てていくために協力をしていこうということで始めたものがございます。このPM2.5ショックで、事業を整理した、組み立て直した際に、この国際機関連携と都市間連携というのが加わったという経緯がございます。全体としまして、ということですので、CDMは、今JCMという形に変わっておるわけですから、CO₂をどういうふうに削減していくかというのが最終的な一つの目標であることは確かだと思っております。それだけでなく、ほかの環境対策もこれで講じていくということですが、特にCO₂というのは、一つの重要な施策全体を見ていくときの指標ではあるとは理解しております。その中で、どの部門でそれを削減していくかというのは、直接的にわかるところと、なかなか間接的な部分もございますが、そこはできるだけ明確にしていくと。特に国際機関連携について、その役割というのをもうちょっとしっかり明確にしていく必要があるという御指摘かと思えます。ちょっと私どももそういう問題意識、共有しておりますので、今後工夫してまいりたいと思えます。

○説明者 御質問の2点目でございます。都市間連携におきまして、中国のほうがお金を持っている、ないしは環境対策にお金をかけているので、日本からの支援はあまり必要ないのではないか、財政的な支援は必要ないのではないかと御指摘かと思えます。

費用負担につきましては、27ページに少し情報をまとめましたので、ご覧いただきたいと思えます。この都市間連携の費用負担でございますが、日本で実施します訪日研修ですとか、日本の資料、ないしは日本の専門家の派遣費用、こういったものは日本側が主として負担をしております。一方で、中国国内でのセミナー開催費用、ないしは交通費といったものに関しましては、中国側が負担していると。基本的にはこういう体制で臨んでおります。また、この事業実施に当たりましては、どちらがどのように負担するのかという点につきまして、事前に決めてから実施するという原則として実施しております。

やはり中国側は環境対策にお金をかけているという状況ではございますが、海外の技術ですとか、対策、ないしはノウハウという点に関しましては、どういうものがあるか、よくわからない中で、なかなか自分からお金をかけて積極的にそういう情報をキャッチしに行くという状況ではやはりないという現状でございますので、そこは日本側からきちんと場を設けて、ないしは資料等の準備をしっかりした上で、日本の技術の、ないしはノウハウのすばらしさをきちんと伝えるという、財政的な面も含めて日本側からのアプローチというのが重要だというふうに考えております。現在では、日本の技術、ノウハウの理解が深まったところですので、徐々に中国側の負担も増えているというところがございます。

それから、原則的に、この大気に関しましては、偏西風の関係で、中国の大気は日本に直接

流れてきますので、中国の大気質の改善は日本の大気質の改善とイコールというふうに考えておりますので、中国の大気質改善に日本の国費を投入すること自体は不自然なことではないというふうに考えております。

それから、御質問の3点目に、国際機関への拠出金のお金の流れが少し見えづらいという御指摘がございました。この点に関しましては、私どもとしましては、このUNEP、またはCAAの拠出先から毎年度財政レポート、ないしは活動レポートの提出を求めておまして、そこでしっかり書面でも確認、担保を図っているところです。また、定期的に、四半期に1回程度、電話会議をしておりますし、また、フェイス・トゥ・フェイスミーティングを通じて、適切な効率的な事業の実施になっておるか、ないしは、日本の環境省の意向を踏まえたものになっているかという点につきまして、こちらから意見を言って、その取組の方向修正を図っているところでございます。

具体的な活動内容は、資料の14から18ページに紹介しておりますので、ちょっと説明は省略させていただきますが、こういった取組を通じまして、どういう効果が現地で出ているかという定量化はやはり重要、今後の取組を考えていくに当たっても重要だと思っておりますので、その点は、このそれぞれの拠出金事業の中でしっかりフォローするように今後、4年目、5年目になりますので、今後図っていききたいというふうに思っております。

○森本官房長 よろしゅうございますか。

それでは、次に、河村先生、お願いいたします。

○河村委員 すみません、御説明ありがとうございます。

問題意識、もう既に出ている点と共通のところが多いんですが、大きく二つ、お尋ねさせていただきます。

一つ目は、この事業全体の枠組みの件で、成果指標をどう把握するか、目的、どう把握するかというところで、先ほどちょっと御説明もあったんですけど、やはりこの事業全体として、何のためにやっているのか。やっぱり日本の国費を投入してやるわけですから、最終的には私たち日本国民の生活にベネフィット、メリットがなきゃいけない、おかしいという話だと思っておりますけれども、さっきちょっと御説明もあったんですが、日本自体の大気質の改善状況って、この事業だけで決まるものではもちろんないんですけど、大変やっぱり重要な指標じゃないかと思っておりますので、アウトカムとかというのは難しいのかもしれませんが、ほかの事業でもあるんですけど、モニタリング指標みたいな位置づけとして、きちっと把握していくことをお考えになってはどうかというのが1点目です。

もう一つは、三つの枠組みの中の都市間連携のところで、実際の面のモニターする都市の立場でどれぐらい自分のところの大気が汚染されているか調べるとか、原因を突きとめるとか、そういうノウハウを共有できるのは非常にいいことなんじゃないかなと思うんですけども、これは、やはり時代の変化とともに役割分担と費用分担は変化していくのが普通なんじゃないかなというふうに思っていて、そのあり方のところをちょっとお尋ねできればというふうに思います。27ページの御説明も詳しくあるんですけど、日本側の負担となっているときに、国が環境省としてどこまで持ってらっしゃるのか。現地視察では川崎に行かせていただきましたけど、川崎であれば、財政的に非常に余裕が比較的ある団体なんじゃないかなと思いますが、そういうところが実際どのぐらい負担をしてらっしゃるのか、環境省のほうの負担はどうなのか。それから、あと、中国なら中国側の負担、これも私もやはりもうちょっともう持っていていいんじゃないかなという気がいたします。ですから、日本側の日本の専門家を派遣するときには日本持ちでおっしゃっていますけど、もうこういうのも呼ばれば向こうの負担で行くことはいとわないけども、やはりもう基本的に費用はあちらの中国の負担でお願いするというようなことがあってもいいんじゃないかなと思いますが、以上、大きくは二つ御質問なんですけど、いかがでしょうか。

○説明者 ありがとうございます。

1点目の御質問につきまして、成果指標、特にこの大気質の改善というところに関しての御指摘をいただいたとっております。まさに御指摘いただいたとおりにかと思っております、大気質の状況というのも本事業の一つの成果をはかるための指標と活用してまいりたいと思っております。具体的には、日本の場合は、大気環境基準の達成というのが具体的な目指すべき数値目標になります。中国のほうは、大気環境基準もございしますが、国家計画のほうで、2017年、または2020年のPM2.5等の大気汚染物質の各削減目標というのが定量的に決まっておりますので、こういったところも、その達成状況が非常に定量的な指標の一つなり得ると思っておりますので、そのあたりはしっかりと確認した上で、本事業の見直し等を図っていきたいというふうに思います。

2点目に関しまして、特に都市間連携の部分かと思いますが、日本の自治体の負担はいかほどか、または、中国側の負担を求めるべきではないかという御指摘でございました。日本のまづ自治体ですが、自治体間の連携でやっておるものではございますけども、やはり自治体だけ、例えば川崎市であれば川崎市に利益があることを川崎市のお金でやらずにちゃいけないわけでして、なので、この川崎市と瀋陽市の連携に関しましては、直接的な川崎市だけの利益になる

わけではないということもあって、川崎市の負担でやるというのは、なかなか今ほどのこの密な連携をやるというのは、なかなか難しいですので、国費を投入しておるところでございます。とはいいいましても、川崎市の職員の人件費ですとか、そういったところは当然市が負担しておりますので、そのあたりは市の職員のキャパシティビルディングにもつながっているという話もあって、負担していただいていますけども、そういう自治体と日本国家の役割分担で費用は分担してございます。

それから、中国に対しましては、先ほど御説明しましたとおりの費用分担になっておりますけども、今、先生から御指摘いただきましたとおり、中国側の負担をより求めていくべきだと当然思いますので、日本との連携がいかに有効かという点につきまして、きっちりこの事業を通じてアピールをしていきたいと思っておりますし、彼らに負担を求めてまいりたいというふうに思っております。また、事業全般的に、特に国際機関のところは、今日本だけが1国拠出をしていますが、このAPCAPのパートナーシップですとか、IBAQというプログラムを実施しておりますので、これも5年間は日本がその立ち上げを、ある意味先進国として支援するというところでやっておりますが、5年後以降は、各国からの拠出を求めたり、また、外部資金を活用してもらおうという格好で、日本だけの財政支援ではない形で進めていきたいというふうに思っています。

○森本官房長 それでは、先生方におかれましては、コメントシートを書きながらお願いしたいと思っております。

それでは、稲垣先生、お願いいたします。

○稲垣委員 この事業、日本が経験した環境技術を開発途上国、後進国に出すというのは大変重要な事業ですので、この事業はよかったと思っておりますし、人材育成という面では大変よかったんじゃないかなと思っておりますが、これで、さっき説明ありましたように、先進国としてやったことは評価する。これからはやはり、先ほど来、先生方言ってみえるように、費用の見直しとか、そういうことは僕は十分やってほしいなというふうに思います。これが1点です。まず、費用の見直し。やらなければいけないとは思いますが、国際連携の関係からいっても、やらなければいけないと思っておりますけれど、費用の見直しというのはすべきじゃないかなというふうに思います。

それと、今いろんな、例えば32ページに効率的なセンターの話が出ておりますけれど、こういう事業、非常にいいということは多分相手国はわかっていると思うんですけど、本当にそれが国全体に普及、向こうで普及できるかどうか、そのノウハウを今度は日本から教えないと

いかんのか。先般、中国の方が私のところにいらっしゃって、先ほど来言ってみえますけれど、非常に規制とか、そういうのは整備できてきたけれど、なかなか事業者が聞いてくれない、言っても聞いてくれないというのが実態のようでありますので、その辺を、日本が経験したノウハウというのがありますので、どうやったらいいか、協定をきちっと二者で結ぶとか、いろいろなノウハウはあると思いますので、次のステップはそういうこともやっていただけるとありがたいなというふうに思いました。

それと、もう一点、これは質問なんですけれど、論点の一番上に書いてあるんですけれど、いろんな二国間で石炭ボイラーだとか、いろいろやってみえるんですけれど、本当にこれが相手国に対して有効な対策であったかどうかというのをいま一度検証はしておいていただけるとありがたいなというふうに思い、向こうから言ってきたからやるというふうじゃなくして、そういうのをやってほしいなと思いました。特に江蘇省の話がここに出ておりますけれど、江蘇省、愛知県、江蘇省と姉妹提携して、何回か、私、江蘇省に行ったんですけれど、水もそうですけれど、何とんでも大気汚染がひどいんですね。そうすると、このセンターのようなものだけではいかんと思いますので、そういうものも含めて、一番その国に有効な技術移転は何かということをもう一度検証してほしいなというふうに思いました。

以上です。

○説明者 ありがとうございます。

まず、御質問の1点目の費用見直しに関しましては、先ほど来御指摘いただいておりますとおり、まさにそのとおりだと思っております。一つ、例えばEANETというような酸性雨のモニタリングネットワークというのがアジアにはございまして、これは酸性雨のものなんですけども、これは日本が10年間、このEANETの枠組みのための拠出を行いまして、ネットワークセンターの維持をした上で、10年後は各国からの拠出がこのネットワークセンターに対して始まったという、そういう事例もございまして、なので、特にAPCAPですが、これはアジア地域における大気に関する科学知見の集積等のための非常に重要なフレームワークだと思っております、5年計画後も継続したいと思っておりますので、各国からの拠出というのをきちんと求めていきたい。そのためには、事前のコンセンサスづくりですとか、この成果の普及、またはアピールということをしっかり努めてまいりたいと思っております。

それから、2点目のモデル事業、特にモデル事業を国全体に広げるためのノウハウの伝達という点は、まさに御指摘のとおりで、日本のそういうガバナンスも含めた、そういう実績、経験、ノウハウに関してもしっかりと伝えたいと思っております。一つ事例としまして、31ページ

に、福岡、江蘇省のモデル事業を書いておりますけども、失礼しました。32ページに、波及が見込まれる理由を少し書かせてもらっておりまして、この下の赤字の部分ですが、この常熟市は、市内の企業100社に対しまして、VOC対策を講じるよう通達をするという予定になっております。その前提としまして、このモデル事業をまず3社でやっているところをごさいますて、この3社で具体的な削減の効果、ないしは省エネも含めた削減効果を上げられれば、この通達を受けた残りの97社が同じようにやれば、この通達をクリアできるということになりますので、このまず3社でのしっかりとした削減効果の検証と、その市内での横展開というのがまずは重要だと思っておりますので、今年、今モデル事業期間中として、その点をしっかりと進めてまいりたいと思います。また、最終的には、この市内だけではなくて、この江蘇省、ないしは中国全体でこういう事例があるよということを広めていけるように、セミナー等の開催を通じまして、この成果の横展開というのを図っていきたいと思っています。

○説明者 三つ目の御指摘の相手国にとって有効な対策になっているかという御指摘ですが、例えば私ども、ベトナムで石炭火力の事業をやらせていただいております。これは、実際現場へ行きまして、設計図面とか運転データをしっかりととります。今後これが恒久的に続くように、ハードでお金をかけない、すなわちソフトでできる対策をできないかということで、技術的な提案を具体的に行いました。実際その技術的な提案をもとに、実際試運転をして、実際どれぐらいのコベネ効果があるかというのを、例えば石炭使用量とか、CO₂、SO_xとか、これがどれぐらい減るかというふうな検証をやりました。あわせて、これが今後とも続きますように、セミナーで人材育成すればその人だけにしか伝わりませんので、マニュアルを作成し、ちゃんと文書にして、それが広く行き渡って、例えばこの事業に参加しなくても、これを読めば同じような効果が出るというふうなことを私どもはやらせていただいております。

○森本官房長 それじゃあ、石堂先生、お願いいたします。

○石堂委員 また中国の負担の関係になっちゃうんですけど、河村先生なんかの指摘もあって、また、御回答の中でも、中国の負担をだんだん増やしていく方向にあるということで、いいかなとは思いますが、たまたま九州に住んでいる知人の話で、九州は黄砂がひどいという話と、PM2.5にしても大陸からの影響がひどくて、将来の生活に非常に不安を感じるんだという話を聞いたことがあります。自然現象である黄砂については、日本にも被害が及ぶということであれば、日本もお金を使って、中国と一緒にやると、これは非常に合理的な判断だと思うんです。けども、大気汚染のほうになると、これは原因者が中国であることがはっきりしている。しかも、自然現象でもないわけですから、何も日本にもメリットがあるからということで

日本の負担をするということに本当は結びつかないんじゃないかなと思うんです。もちろん外交的な側面もあるでしょうから、思い切ってやればいいということでもないかもしれませんが、やっぱり分けて考えるといえますか、原因者が何であるかということを考えていくと、日本が負担するということの合理性はかなり危ういんじゃないかなというふうに思いますので、私の意見として述べさせていただきます。

○森本官房長 ありがとうございます。

それでは、稲垣先生のほうから取りまとめとコメント案をよろしく願いいたします。

○稲垣委員 6人の先生方の取りまとめ結果であります、廃止はゼロです。事業全体の抜本的改善が2名、事業内容の一部改善が4名、現状どおりがゼロということですので、事業内容の一部改善が必要だろうと思います。

主な内容としては、意見としては、30年度にこの事業、一旦区切りがあるんですけど、それまでにきちっと今までやったことの総括、それをまた国民にわかるように説明する必要があるんじゃないかということでもあります。それと、この事業の目的で、中国を初めとするアジアにおける大気汚染の改善は、日本の大気質の改善につながっているということも明確にすべきじゃないかというふうな御意見であります。それと、先ほどと同様ですけれど、31年度以降、新しくもし展開するとすれば、この今までやった、5年間でやったものをきちっと評価して、スクラップ・ビルドをきちっと大胆にやって事業ポートフォリオを見直していく必要があるということでもあります。何にしても、外交的な側面もあるので、再構成を図ることは困難、大幅に変えることは困難であるけど、やはり一定のめり張りをつけた見直しをすべきだという御意見であります。それと、費用負担について、日本の国の負担がいたずらに多くなると、そういうことにならないようにきちっと一定の負担を各国に求めていくべきであるということでもあります。それと、技術支援から、今後はガバナンス支援にウエートを移していく必要があるんじゃないかというような御意見であります。

そんなところで先生方、よろしいですか。

以上であります。

○森本官房長 どうもありがとうございます。

それでは、本事業の評価はそのように記載して、それを受けて対応させていただきたいというふうに思います。

以上で予定しておりました全ての事業のレビューは終わりました。委員の先生方、長時間本場にありがとうございます。また、本日お忙しい中、山本行革担当大臣、お見えいただきま

して、ありがとうございました。

それでは、事務局から。

○事務局 ありがとうございました。

各事業の評価結果、それから取りまとめコメント及び議事録等につきましては、まとめ次第、ホームページで公開をさせていただきます。また、公開プロセスを含む各府省のレビューの取組につきましては、外部有識者から政務に対して直接公表していただくということになっておりますので、日程調整等、御協力いただきます。また、公表の場に出席できない委員におかれましては、書面等で公表の内容について確認をさせていただきます。

本日いただきました御意見、御提言等は、来年度の予算要求や今後の予算執行等に生かせるように検討してまいります。

以上でございます。

○森本官房長 本当にどうもありがとうございました。

今回の行政事業レビューを受けまして、また、私どもの中でも横展開していきたいと思いません。本当にありがとうございました。

午後12時29分 閉会